

優しさと輝きあふれる飛驒市

— 認めあい 支えあい 未来を担う —

第 2 次

飛驒市男女共同参画基本計画

平成 28 年 1 月



HIDA CITY

飛驒市



目 次

はじめに.....	1
第1章 第1次飛騨市男女共同参画基本計画の総括	3
1 第1次飛騨市男女共同参画基本計画の振り返り	4
2 第1次飛騨市男女共同参画基本計画の取り組みと成果	5
3 これまでの男女共同参画に関する取り組みの課題.....	15
第2章 飛騨市における男女共同参画推進に向けて	17
第2次飛騨市男女共同参画基本計画	
1 第2次基本計画策定の趣旨	18
2 策定の背景	19
(1) 国の動向.....	19
(2) 県の動向.....	20
(3) 市の動向.....	21
(4) 飛騨市における男女共同参画推進の必要性.....	22
3 計画の位置づけ	29
4 計画の期間	30
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 目指す姿	34
2 基本目標	35
3 計画の施策体系	36
第4章 男女共同参画推進のための施策・計画内容（アクションプラン）	39
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会推進に向けた基盤づくり	40
① 男女共同参画における学習・教育の推進	41
② 市民・事業者・行政の意識改革	43

③ きめ細やかな広報・啓発の展開	46
------------------------	----

基本目標Ⅱ	男女がともに生きる社会環境の整備	49
--------------	-------------------------------	-----------

① 支えあい、優しさあふれる家庭の実現	50
② 助けあい、いきいきと働ける社会の実現	54
③ 参画しあい、いつまでも活躍できる地域の実現.....	57

基本目標Ⅲ	人権が尊重されるまちづくりの推進（飛騨市 DV 対策基本計画）	62
--------------	--	-----------

① 地域ぐるみで進めるあらゆる暴力の根絶	63
② 安心して相談できる体制づくり	65
③ 男女が健康で自立した生活を営むための支援.....	68

第5章 指標.....	71
--------------------	-----------

第6章 基本計画の推進.....	75
-------------------------	-----------

附属資料.....	77
------------------	-----------

はじめに

このたび、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年を計画期間とする「第 2 次飛騨市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。この計画は、平成 18 年度から開始した「第 1 次飛騨市男女共同参画基本計画」で取り組んできたことを踏まえつつ、新たな市の課題や社会情勢に柔軟に対応していくために策定した計画です。

平成 18 年に飛騨市として初めてとなる第 1 次飛騨市男女共同参画基本計画を策定してからおよそ 10 年がたちます。この間、男女共同参画社会の実現に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」などの法制度の整備・改正は着々と進んできました。近年では、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、男女共同参画推進のための 1 つの切り口として女性の活躍に大きく期待されているところです。

飛騨市においても第 1 次基本計画に基づき、さまざまな施策の実施に努めてまいりました。しかし、人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、高度情報化やグローバル化の社会潮流、経済情勢の変化による雇用状況など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。今回の第 2 次基本計画では「優しさと輝きあふれる飛騨市 ―認めあい 支えあい 未来を担う―」を飛騨市の男女共同参画推進の目指す姿とし、具体的な施策を明示し、取り組むこととしました。人権が尊重され、家庭や職場、地域などあらゆる場面でそれぞれの能力と個性を発揮し、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるまちづくりを目指します。

この計画の推進にあたっては、市民、事業者、各種団体の皆様と連携・協働して積極的に取り組むことが何よりも大切だと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ご意見をいただきました男女共同参画推進協議会の皆様をはじめ、アンケート調査などで貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 28 年 1 月

飛騨市長 **井上 久則**

●○●第 1 章○●○

第 1 次飛驒市男女共同参画基本計画の総括

1 第1次飛騨市男女共同参画基本計画の振り返り

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけ、男女共同参画社会の形成に関する施策に取り組んできました。

当市では、平成16年、「飛騨市男女共同参画推進協議会」を設置し、平成18年に「飛騨市男女共同参画基本計画（第1次）」を策定しました。

第1次基本計画では、以下の3つから構成される基本理念と3つの基本目標及び重点項目（方針）を定め、取り組みを進めてきました。

基本理念

- ① 文化が薫る活力とやすらぎのまち飛騨市の実現
- ② お互いを認めあい、支えあい、担いあうまちづくり
- ③ やさしさと思いやりで築く男女共同参画社会

基本目標1

男女共同参画社会実現に向けての基礎づくり

- ① 人権を尊重する男女共同参画の推進
- ② 男女共同参画の理念に則った学習・教育の推進
- ③ 安心・安全なまちづくりの推進
- ④ 国際交流及び国際協力を通じた男女共同参画の推進

基本目標2

男女がともに働きやすい社会環境づくり

- ① 制度・慣行の見直し及び意識改革の促進
- ② 施策・方針決定過程への女性参画の拡大
- ③ 雇用における男女均等な機会と待遇の改善
- ④ 健康な生活を確保できる環境整備

基本目標3

男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり

- ① 男女が協力しあう家庭生活の推進
- ② 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

2 第1次飛騨市男女共同参画基本計画の取り組みと成果

基本目標 1

男女共同参画社会実現に向けての基礎づくり

①人権を尊重する男女共同参画の推進

A：市民意識の変革と形成について

- ✓ 国で定めている人権週間や男女共同参画週間を活用し、人権や男女共同参画に関する意識啓発を行いました。特に人権の啓発については、毎年、人権擁護委員と協力して啓発活動を行い、更なる波及効果を高めました。

B：各種講演会、研修会、講座の開催による意識啓発

- ✓ 男女共同参画推進に関する講演会や研修会を行い、市民の意識啓発に取り組みました。平成26年3月には、花田景子氏を講師に迎え、飛騨市生涯学習推進大会・男女共同参画講演会を開催しました。
- ✓ 平成27年3月に開催した飛騨市生涯学習大会時においてパネル展示を実施し、男女共同参画の理念における啓発や市内での取り組みについて紹介し、意識啓発に取り組みました。

C：市行政における人権尊重の徹底

- ✓ 既存事業に人権尊重や男女共同参画の視点を取り入れ、事業を実施しました。職員研修等を通じて人権尊重の意識を高め、また、市が刊行する広報ひだ、資料及びホームページ等の表記に見直しを行いました。



飛騨市生涯学習推進大会の様子

②男女共同参画の理念に則った学習・教育の推進

A：学校、家庭及び地域における男女平等の推進

- ✓ 乳幼児学級等においては、母親だけでなく、父親も参加しやすいように内容の検討を行いました。
- ✓ 青少年育成推進員を中心とした地域ぐるみの青少年健全育成活動普及に努めました。青少年育成関係組織相互の連携教育や情報を共有するなど全体で取り組む青少年健全育成を推進しました。
- ✓ 市内小中学校では、学校生活や運営における慣行を男女共同参画の視点で見直し、主に社会科、道徳、家庭科、技術、総合的な学習の時間などの授業や普段の生活において人権や男女平等に関する教育の実践に取り組みました。

B：教育のための情報提供と環境整備

- ✓ 学校やPTAと連携を図り、家庭教育学級の実施など家庭教育推進事業を行いました。

③安心・安全なまちづくりの推進

A：あらゆる暴力の根絶

- ✓ 市で受付したDV¹の相談件数は平成26年度で0件であり、県内の人口の多い自治体と比較すると低い数値になっています。飛騨地区は県内の中でも相談件数は少ない地域ですが、相談窓口の認知度がどの程度浸透しているのか把握できていない点が課題となっています。

◆ DVに関する相談件数について（延数）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
岐阜県	2,357	2,300	2,392	2,706	2,956
女性相談センター	825	936	958	1,010	1,097
岐阜地域福祉事務所	21	3	13	9	15
西濃県事務所	50	12	28	38	36
揖斐県事務所	11	8	4	2	13
中濃県事務所	-	2	4	3	20
可茂県事務所	34	19	13	18	77
東濃県事務所	43	20	26	61	5
恵那県事務所	-	-	2	3	7
飛騨県事務所	4	3	3	5	2
飛騨市	13	0	11	2	0

※福祉課からの情報提供より作成

¹ DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力のことであり、身体的・精神的・経済的・性的な暴力のこと。物理的な暴力だけでなく、脅し・罵り・無視・言葉の制限や強制などにより心理的苦痛を与えることなども含まれる。

- ✓ 障がい者や女性に対する暴力などさまざまな暴力の根絶を図るため、相談窓口を福祉課及び市民児童課に設置しました。相談があった際には、関係課や警察、地域の連携を強化し、解決に努めることができました。
- ✓ 岐阜県配偶者暴力相談支援センターや飛騨子ども相談センター、社会福祉協議会などの市役所以外に設置されている相談窓口について周知を行いました。しかしながら、意識調査を実施していないため、各相談窓口がどの程度認知されているのか把握できていない点が課題です。

B：地域ぐるみですすめる安心・安全なまちづくり

- ✓ 行政と地域が一体となった犯罪防止への取り組みを継続しています。飛騨警察署や飛騨地区防犯協会による市内パトロール、見守り隊による登下校の児童への同伴活動や青色回転灯を装着した市公用車によるパトロールを行いました。
- ✓ 暴力追放意識の高揚を目的とし、年に1回、行政及び警察や市内各種団体及び関係機関の関係者で「暴力追放推進協議会」を開催しました。
- ✓ 乳幼児学級や家庭教育学級などの家庭教育推進事業を実施し、家庭における会話の充実及びしつけ等の教育力の強化を図り、心豊かな子どもの育成や幼少期からの犯罪防止の教育に取り組みました。

④国際交流及び国際協力を通じた男女共同参画の推進

- ✓ 国際協力・国際ボランティア活動に関する情報提供を広報ひだで行いました。



飛騨市暴力追放大会の開催



お父さんとふれあう子どもたち

基本目標 2

男女がともに働きやすい社会環境づくり

①制度・慣行の見直し及び意識改革の促進

A：事業所等に対する啓発活動の推進

- ✓ 商工課が主体となり、企業訪問や企業間交流会を行い、女性が働きやすい環境づくりのために情報の収集や提供を行いました。



企業間交流会の様子

B：男女共同参画に関する情報収集・提供

- ✓ 男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）の認知度を高めるために、広報ひだやホームページで情報発信を行いました。

C：市行政における男女共同参画の推進

- ✓ 関係課に男女共同参画に関する担当者を配置し、定期的に連絡会議や研修会を行い、意識啓発を行いました。
- ✓ 平成27年度より毎月第3金曜日に「ノー残業デー」を導入し、ワーク・ライフ・バランス²に取り組みました。
- ✓ 次世代育成支援対策推進法に基づく、「飛騨市次世代育成支援行動計画」の着実な推進に取り組みました。市としても「特定事業主行動計画」を策定し、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立支援を図りました。

² ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と同意語。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態であること。国は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定している。

②施策・方針決定過程への女性参画の拡大

A：市の施策・方針決定過程への女性参画の拡大

- ✓ 市政運営において「市民にやさしい、わかりやすい仕組みづくり」を進めるために、女性が積極的に方針決定や企画立案に参画できるよう、各種審議会委員会等への女性の登用率向上に向けて取り組みました。
- ✓ 審議会・委員会等への女性の登用目標値を20%と定め、女性参画促進に努めました。市における審議会・委員会等への女性登用の状況としては、地方自治法第202条3に基づく審議会、委員会等の委員における女性参画比率は平成22年の12.3%から平成26年には16.6%と増加しました。しかし、基本計画目標値の20%は下回っています。
- ✓ 地方自治法第180条5に基づく委員会等の委員における女性参画比率は、平成23年、平成25年の19.5%が最高値で、こちらも、目標値を下回っています。女性の参画率が伸び悩んでいる1つの原因としては、平成22年に女性会が解散となったことが挙げられます。また、審議会、委員会の中には、専門的な知識を有するものもあり、職種等が影響しているものと考えられます。

第1次飛騨市男女共同参画基本計画で定めた目標値

指標	目標値
地方自治法第202条3に基づく議会、委員会等の委員における女性参画比率 ※市町村防災会議、国民健康保険運営協議会、介護認定審査会、公民館運営審議会、社会教育委員会、市町村都市計画審議会、地域審議会、住宅建設等促進助成交付審査会、市営住宅入居者選考委員会、特定住宅入居者選考委員会、都市景観審議会、ふるさと景観保全審議会 等	20%
地方自治法第180条5に基づく委員会等の委員における女性参画比率 ※教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会	20%

飛騨市各種審議会・委員会等への女性の登用率の推移

地方自治法第202条の3に基づく審議会、委員会等の委員における女性参画比率					
年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
比率	12.3%	14.9%	12.9%	16.4%	16.6%

地方自治法第180条の5に基づく委員会等の委員における女性参画比率					
年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
比率	18.6%	19.5%	16.7%	19.5%	18.6%

<典拠> 企画課にて集計

B：事業所・各種団体等への推進支援

- ✓ 性別に関わりなく、意欲のある者や有能な人材が管理職へ登用されるよう、企業訪問や企業間交流会等を通じて啓発を行いました。

③雇用における男女均等な機会と待遇の改善

A：男女均等な機会と待遇の改善・促進

- ✓ 商工会や商工会議所、市内事業者を主な対象とし、積極的な企業訪問を重ねることで市内事業者の現状を把握するとともに、育児・介護休暇制度等の各種制度の周知を図りました。
- ✓ 平成27年6月、従業員15人以上の市内事業者を対象に男女共同参画に関するアンケートを実施し、事業者のポジティブ・アクション³に関する現状把握や経営者の男女共同参画に関する意識調査を行いました。

B：職場における意識改革

- ✓ 「男性は仕事、女性は家事や育児」という固定的な性別役割分担意識の解消を促し、個人の意欲や多様な働き方の理解を図るため、商工課を主とした企業訪問や広報ひだ及びホームページでの周知を図りました。

C：自営業の女性、女性の起業のための支援

- ✓ 平成27年3月に「飛騨市女性活躍推進基本条例」を定め、男女がそれぞれ豊かな人生を送るため、特に女性が社会に進出してその能力を最大限に発揮し活躍することができるよう、基本理念を定めました。
- ✓ 平成27年度より「飛騨市起業化促進補助事業」を開始。商工課を相談窓口として、起業に関する相談・支援を行いました。

④健康な生活を確保できる環境整備

A：健康づくりの支援

- ✓ 飛騨市国民健康保険特定健診の受診率は毎年60%を越え、県下市町村でも1位、2位の高い受診率を維持しています。
- ✓ 保健師による個別支援の効果が現れ、生活習慣病に関する認識が高まりつつあります。また、その他健康増進を図るため、減塩、適正飲酒、減量等の生活改善指導や健康増進事業を行いました。

³ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

B：時代に相応した結婚及び子育て支援

- ✓ 結婚への支援については、平成16年から飛騨市社会福祉協議会が行っていた結婚アドバイザー（16名）による結婚相談所を廃止。平成24年から専属の結婚コーディネーター（1名）を配置し、いつでも結婚相談ができるよう体制強化に取り組みました。また、平成23年度より「世話焼きおじさん、おばさん」による出会いの支援を行っています。その他、平成25年度からは飛騨圏域の市町村が共同でポータルサイトを活用した結婚相談事業を開始しました。
- ✓ 平成24年度から平成26年度は、健全な出会いを求める市内独身男女に出会いの機会を提供する出会い創出・地域活性化事業として「ひだコン」が開催されました。
- ✓ 平成27年度からは、市内団体及び事業者等のアイディアによる多様なイベント開催を増加させるため、それらを企画・実施する出会いイベントを支援する制度を新たに設けました。また、出会いに観光や地元の魅力創出の要素を加えたツアーの企画実施を支援する制度を新設しました。
- ✓ 子育て世代の教育・保育・子育て支援に係るニーズや既存のサービスの利用状況、今後の希望等を把握するため、平成25年12月に「飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を行い、ニーズ調査の結果に基づき、平成27年3月に「飛騨市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子どもの幸せを第一に考え、保護者にとって子育てしやすいまちづくりのために計画的な施策の実施を開始しました。
- ✓ 未満児保育が求められるようになり、需要増に対応すべく体制整備を行いました。平成25年度には「さくら保育園（旧鮎ノ瀬保育園と旧鷹狩保育園の統合新園舎）」で、未満児定員数を増加し、運用を開始しました。
- ✓ 河合保育園の旧園舎は築40年が経過し、耐震基準を満たしていなかったため、新園舎を新設し、開園しました。



新設された河合保育園

- ✓ 延長保育については、現在、市内保育所において通常の保育時間（保育標準時間の11時間及び保育短時間の8時間）を超えて保育を行う事業を行っています。

■実施施設数（平成26年度）：8施設

- ・公立保育園 3施設（19時まで）
- ・公立保育園 4施設（18時30分まで）
- ・私立保育園 1施設（18時30分まで）

■利用実績

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実施施設数	9施設	9施設	8施設	8施設
利用人数	175人	131人	158人	237人

※市民児童課の情報提供より作成

- ✓ 古川子育て支援センターの開設時間、休日開設日の拡充を行いました。

- ・平日開設時間：週12時間→週25時間
- ・休日開設日：月1回→月2回

C：母子保健サービスの拡充

- ✓ 妊娠や出産及び育児に対する正しい知識の啓発やオムツ交換、沐浴等の体験を行うパパママ教室（両親学級）を実施。夫婦ともに協力して子育てができるよう学習する機会を提供し、助言や支援を行いました。
- ✓ 不妊治療、不育症治療にかかる費用の一部を助成しています。医療保険が適用されない高額な特定不妊治療（体外受精・顕微受精）に要した費用の一部を助成しているほか、一般不妊治療に要した費用の一部、専門医による不育症治療に要した費用の一部も助成しています。
- ✓ 妊婦の通院に係る費用の一部を助成し、出産を控えた家庭の経済的負担の軽減に努めています。
- ✓ 母子に対する健康診断、訪問指導などの充実を図りました。乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）では、生後4ヶ月までの乳児のいる全ての世帯を訪問し、出産後の不安の軽減に努めました。平成25年度は、0歳児を持つ168世帯、平成26年度には161世帯に対し、訪問を行いました。



赤ちゃんふれあい体験

D：高齢者の生活自立支援のための環境整備

- ✓ 高齢者の生きがいづくり、孤立・閉じこもり予防の環境整備を図りました。「元気体操」や「いきいき体操」などの介護予防事業の実施、軽スポーツイベントや文化活動展の開催、「誰でも自主講座」など社会経験を積んだ高齢者がこれまで培ってきた経験・能力が十分に発揮でき、生きがいを実感できるような活動の支援を行いました。

E：介護を支援するための環境整備

- ✓ 飛騨市の介護保険サービスは計画に対し、約95%の給付実績で推移しています。
- ✓ 「飛騨市第4期介護保険事業計画」及び「飛騨市第5期介護保険事業計画」で計画した介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の増床30床、認知高齢者グループホームの増床27床について整備を着実に進めました。
- ✓ 高齢者地域支援ネットワークの構築については、社会福祉協議会が主催する各町の見守りネットワーク会議に出席する等、地域課題の収集に努めるとともに見守りの重要性を呼びかけました。
- ✓ 介護や高齢者福祉に関しては地域包括支援センターに総合相談窓口を設置し、周知を図るとともに相談窓口体制の充実に努めました。
- ✓ 地域包括支援センターでは、要介護者を在宅で介護する家族への支援として「介護者を支える会」を設立し、古川町と神岡町で年2回ずつ開催しています。介護者への介護に関する知識の提供や介護者同士の交流、情報交換を行っています。



介護者を支える会の様子



軽スポーツ大会の様子

基本目標3

男女共同参画による豊かで活力ある地域づくり

①男女が協力しあう家庭生活の推進

- ✓ 家事・育児の社会的重要性の啓発や男性の家事・育児・介護への参加啓発のために、ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催や広報ひだによる啓発を行いました。

②職業生活と家庭・地域生活の両立支援

- ✓ 市民が自らまちづくりについて考え、参画する仕組みとして平成23年度には河合町、平成26年度には宮川町に、それぞれ「地域振興協議会」が発足しました。
- ✓ 平成27年2月には、市・古川町商工会・古川町商工会建設製造業部会の主催でワーク・ライフ・バランスを考える第一歩として、「コミュニケーション」をテーマにしたセミナーを開催しました。
- ✓ 平成27年3月に女性が安心して働くこと出来る環境を整えるべく、「飛騨市女性活躍推進基本条例」を制定しました。この趣旨に賛同し、女性が働きやすい職場、環境になるよう具体的に取り組むを行う市内企業が8社認定されました。



コミュニケーションセミナーの様子



女性社会進出促進宣言認定証交付式の様子

3 これまでの男女共同参画に関する取り組みの課題

市は、急速に進む人口減少や少子高齢化など喫緊の課題の解決や地域の活性化を図るため、庁内を横断的につなぎ、さまざまな協議を行う組織として、平成 22 年に「飛騨市地域活性化連携本部会議」を設置しました。

当該組織の協議項目として男女共同参画に関係する内容を協議しながらも、論点は人口減少や少子高齢化対策で留まってしまい、「男女共同参画」という視点まで拡張できなかったという大きな課題を残しました。

その他にも様々な取り組みを行ってきましたが、男女共同参画という視点での取り組みとして分かりにくい事業の展開、仕組みになっていたのが事実です。子育て支援や介護支援における環境整備など一定の対策は講じてきたものの、対策の成果や検証を男女共同参画の視点から十分に分析を行ってきたとはいえず、そういった反省の上で、今回、社会情勢や人口減少など様々な変化により柔軟に対応していくための計画に改訂するため、第 2 次基本計画を策定することにしました。

●○●第2章○●○

飛驒市における男女共同参画推進に向けて

第2次飛驒市男女共同参画基本計画

1 第2次基本計画策定の趣旨

国は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を緊要な課題とし、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

飛騨市においても「男女共同参画社会の実現」に向け、平成18年3月に「第1次飛騨市男女共同参画基本計画」を策定しました。しかしながら、社会全体としては、女性の参画が進まない分野があることや女性に対する暴力の問題、固定的な性別役割分担意識⁴はまだまだ根強く残っており、引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、取り組む必要があります。

飛騨市が目指す将来像である「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」を実現するためにも、市民のだれもが互いの人権を尊重しあい、性別、年齢に関係なく、個性や能力を発揮できるまちづくりが必要です。

飛騨市では、本格的な人口減少及び少子高齢社会の到来で、家族構成や地域のつながりなど大きく変化してきており、職場や地域社会のあり方、個人の価値観やライフスタイルも変わりつつあります。また、様々な分野において働き手や担い手の不足という大きな課題があります。同時に、人口減少に伴い、経済やまちづくりへの影響を見据え、女性をはじめとする多様な人材の活躍が期待されています。

こうした背景や新たな課題、社会情勢の変化に適切に対応した取組を強化していくため、また、市民一人ひとりが尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進するために「第2次飛騨市男女共同参画基本計画」を策定します。

⁴ 固定的な性別役割分担意識：個人の能力などによって役割の分担を決めるのが適当であるにも関わらず、「男性は仕事、女性は家事や育児」というように男性や女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

2 策定の背景

(1) 国の動向

昭和 52 年	向こう 10 年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向性を明らかにする国内行動計画を策定。
昭和 60 年	「女性差別撤廃条約」を批准。
昭和 62 年	男女共同参画型社会実現を目指した「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定。
平成 6 年	内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置され、更に、総理府に「男女共同参画室」が設置される。また、同年、閣僚の全員を構成員とする「男女共同参画推進本部」を発足。
平成 11 年	男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が制定。
平成 12 年	男女共同参画社会基本法を基に「男女共同参画基本計画」が策定。あらゆる社会制度へ男女共同参画の視点を反映させるため、総合的な推進体制を整備・強化。
平成 13 年	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV 防止法」という。）」が制定され、その後 2 度の一部改正が行われる。
平成 17 年	男女共同参画会議が「男女共同参画基本計画改訂に当たっての基本的な考え方-男女がともに輝く社会へ-」を答申したのを受け、「男女共同参画基本計画」が改訂される。（第 2 次男女共同参画基本計画の策定）
平成 19 年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政府や有識者に加え、経済界、労働界及び地方のトップで協議、合意に基づき策定。
平成 22 年	第 3 次男女共同参画基本計画において「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%にする」目標を掲げられる。
平成 25 年	生活の本拠をともにする交際相手からの暴力について、配偶者からの暴力に準じて配偶者暴力防止法の対象となり保護できる制度となる。 東日本大震災等の教訓を踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定。
平成 26 年	「日本再興戦略」の改訂戦略のカギとなる施策として、「女性の活躍推進と働き方改革」を位置づけられ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置が閣議決定される。
平成 27 年	女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定。

(2) 県の動向

昭和 52 年	県庁の民生部児童家庭課に「婦人問題担当」の窓口が設置される。
昭和 54 年	「婦人問題懇話会」が設置され、その 2 年後に「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」をなされる。
昭和 61 年	「婦人問題推進会議」により「岐阜県婦人行動計画」を策定。
平成元年	「婦人問題懇話会」を発展的に解消し、新たに「女性の世紀 21 委員会」が設置される。
平成 6 年	「女性の世紀 21 委員会」から提出された提言と「岐阜県婦人行動計画」策定後の社会構造の変化に対応するために、「女と男のはあもにいプラン(岐阜女性行動計画)」を策定。
平成 8 年	女性政策は県政の特定課題として位置づけられ、担当課も女性政策課として拡充。
平成 10 年	「女性の世紀 21 委員会」から「女と男のはあもにいプラン」の計画期間が終了することから新しい行動計画に重点的に盛り込むべき内容が「第3次ぎふ女性行動計画の新たな展開への提言－『変革』と『創造』を目指して－」として提出。
平成 11 年	前年の提言を受け、「ぎふ男女共同参画プラン」が策定され、21 世紀を展望した新たな展開が始まる。組織再編により女性政策課に代わり地域県民部に男女共同参画課が設置。
平成 14 年	国の男女共同参画基本法や基本計画の策定を受け、「ぎふ男女共同参画プラン」を一部改訂。
平成 15 年	「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を交付・施行。
平成 17 年	「岐阜県男女共同参画計画（第 2 次）」を策定。
平成 19 年	「配偶者暴力防止法」を一部改正。「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定。
平成 21 年	「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」を策定。
平成 26 年	「岐阜県男女共同参画計画（第 3 次）」の策定。健康福祉部に「子ども・女性局」を設置。
平成 27 年	健康福祉部 子ども・女性局に「女性の活躍推進課」を新設。

(3) 市の動向

平成 15 年	旧古川町が「古川町男女共同参画プラン」を策定。
	合併協議会における協議事項にもあげられ、「古川町の基本計画を参考に新市の計画を樹立する」旨の決定がされる。
平成 16 年	市における男女共同参画社会の実現に関する施策の推進に資するため、飛騨市男女共同参画推進協議会を設置。
	市における男女共同参画社会の実現に向けての施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、飛騨市男女共同参画推進委員会を設置。
平成 17 年	飛騨市では初めてとなる 2005 年（平成 17 年度）から 2015 年（平成 27 年度）までを計画期間とする「飛騨市男女共同参画基本計画」を策定。
平成 27 年	「飛騨市人口減少対策実行プラン」を策定し、「女性の社会進出促進」を重要テーマとして位置づける。
	「飛騨市第2次総合計画 後期基本計画（平成 27 年度～31 年度）」において男女共同参画推進を明記。
	男女がそれぞれ豊かな人生を送るため、特に女性が社会に進出してその能力を最大限に発揮し、活躍することができるよう、基本理念を定めた「飛騨市女性活躍推進基本条例」を制定。
	「第2次飛騨市男女共同参画基本計画」を策定。
	「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく、飛騨市役所の「特定事業主行動計画」を策定。

(4) 飛騨市における男女共同参画推進の必要性

A：人口減少・少子高齢化の進行と男女共同参画

■人口減少

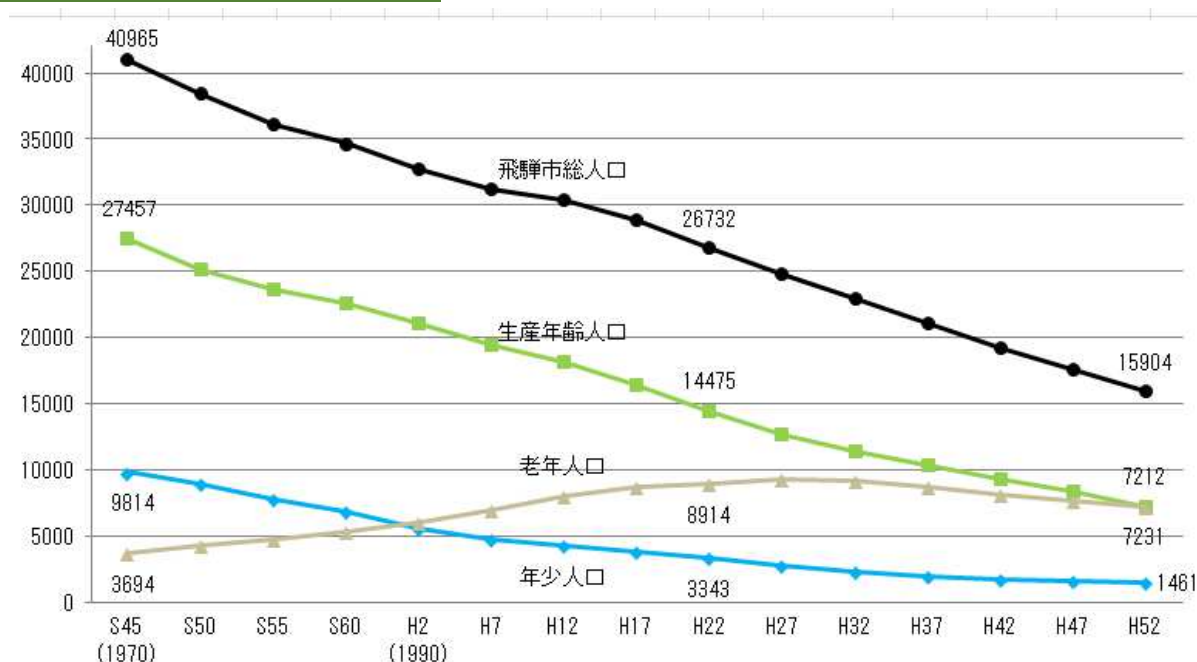
平成16年2月、平成の大合併により古川町、河合村、宮川村、神岡町の2町2村が合併し、飛騨市が誕生しました。

合併当時、約30,000人だった人口は平成27年4月時点では25,709人（参照：住民基本台帳）まで減少し、国立社会保障・人口問題研究所によると平成52年の人口は平成22年より40.5%減少し、15,904人になると推計されています。

また、人口構成にも大きく変化が生じ、平成22年から52年までの30年間で年少人口（15歳未満）は平成22年よりも56.3%減少し、人口の1割を切ると推計されています。加えて、現在の年少世代が生産年齢世代となると、生産年齢人口（15～64歳）は平成22年よりも50.2%減少し、老年人口（65歳以上）が生産年齢人口を逆転すると推計され、「超少子高齢化社会」の到来が予測されます。

人口の男女比率の推計をみると年少人口・生産年齢人口は男女ほぼ同じ比率となっています。しかし、老年人口の男女比率は平均寿命の高さから女性比率が高くなっていきます。

飛騨市の人口推計・年齢3区分別人口推移



<典拠>総務省『国勢調査』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』より作成。

全国・岐阜県と比較した飛騨市の人口の推移

	総人口							指数(平成 22 年比)	
	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 32 年 (2020)	平成 37 年 (2025)	平成 42 年 (2030)	平成 47 年 (2035)	平成 52 年 (2040)	平成 37 年 (2025)	平成 52 年 (2040)
全 国 (千人)	128,057	126,597	124,100	120,659	116,618	112,124	107,276	94.2%	83.8%
岐阜県 (千人)	2,081	2,035	1,978	1,908	1,830	1,746	1,660	91.7%	79.8%
飛騨市 (人)	26,732	24,781	22,939	21,055	19,231	17,509	15,904	78.8%	59.5%
老年人口 (人)	8,914	9,326	9,178	8,667	8,175	7,628	7,231	97.2%	81.1%
(65 歳以上) 構成比	33.3%	37.7%	40%	41.2%	42.6%	43.6%	45.5%		
生産年齢人口 (人)	14,475	12,643	11,444	10,389	9,316	8,308	7,212	71.8%	49.8%
(15～64 歳) 構成比	54.1%	51.0%	49.9%	49.3%	48.4%	47.4%	45.3%		
年少人口 (人)	3,343	2,812	2,317	1,999	1,740	1,573	1,461	59.8%	43.7%
(0～14 歳) 構成比	12.6%	11.3%	10.1%	9.5%	9.0%	9.0%	9.2%		

<典拠>総務省『国勢調査』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)』より作成。

■少子高齢化

本市の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率の合計）は 1.62（平成 20～24 年）となっており、岐阜県の 1.49、全国の 1.38 よりも高くなっています。平成 15～19 年期の 1.57 を底に上昇傾向がみられていますが、女性の生産年齢人口が減少しているため、今後も出生数の減少は続くものと思われます。また、飛騨市の高齢化率は平成 27 年 4 月現在で 36.2%（参照：住民基本台帳）となり、少子高齢化の深刻化は避けられません。少子高齢化は経済成長の低下をはじめ、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下など深刻な影響を及ぼすとともに、地域のコミュニティ機能や労働力の低下など地域社会に大きな影響を及ぼします。こうした状況を踏まえ、コミュニティの維持や「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の実現のためには、これまで以上に性別や年齢に関係なく、多様性を認めあう社会の構築が求められています。

全国・岐阜県と比較した合計特殊出生率の推移

		昭和58～ 62年	昭和63～ 平成4年	平成5～ 9年	平成10～ 14年	平成15～ 19年	平成20～24年				
							平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
飛騨市		－	－	－	－	1.57	1.62				
							1.82	1.78	1.30	1.88	1.72
飛騨市へ の合併自 治体	古川町	1.90	1.83	1.74	1.74	－	－	－	－	－	－
	河合村	1.91	1.81	1.73	1.75	－	－	－	－	－	－
	宮川村	1.82	1.77	1.74	1.77	－	－	－	－	－	－
	神岡町	1.99	1.81	1.75	1.65	－	－	－	－	－	－
岐阜県		1.78	1.58	1.50	1.45	1.41	1.49				
							1.35	1.43	1.43	1.44	1.45
全国		－	－	－	1.36	1.31	1.38				
							1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

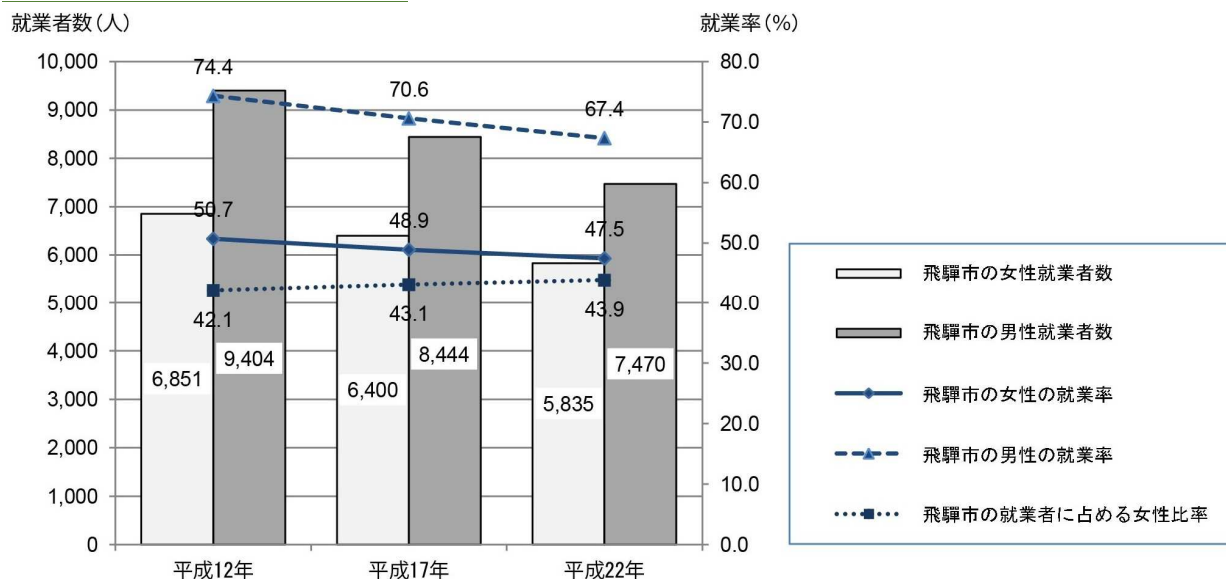
<典拠>「人口動態保健所・市町村別統計」「飛騨圏域の公衆衛生」

B：就労と男女共同参画

■働く女性の推移

飛驒市の男女別就業者数及び就業率は、人口減少に伴い、ともに減少傾向にあります。男性と比較すると女性は減少傾向が緩やかなまま推移し、働き手全体に占める女性の就業者の比率は徐々に増加しつつあります。

飛驒市の就業者数及び男女別就業率の推移



＜典拠＞「国勢調査」より作成※平成12年は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数を採用

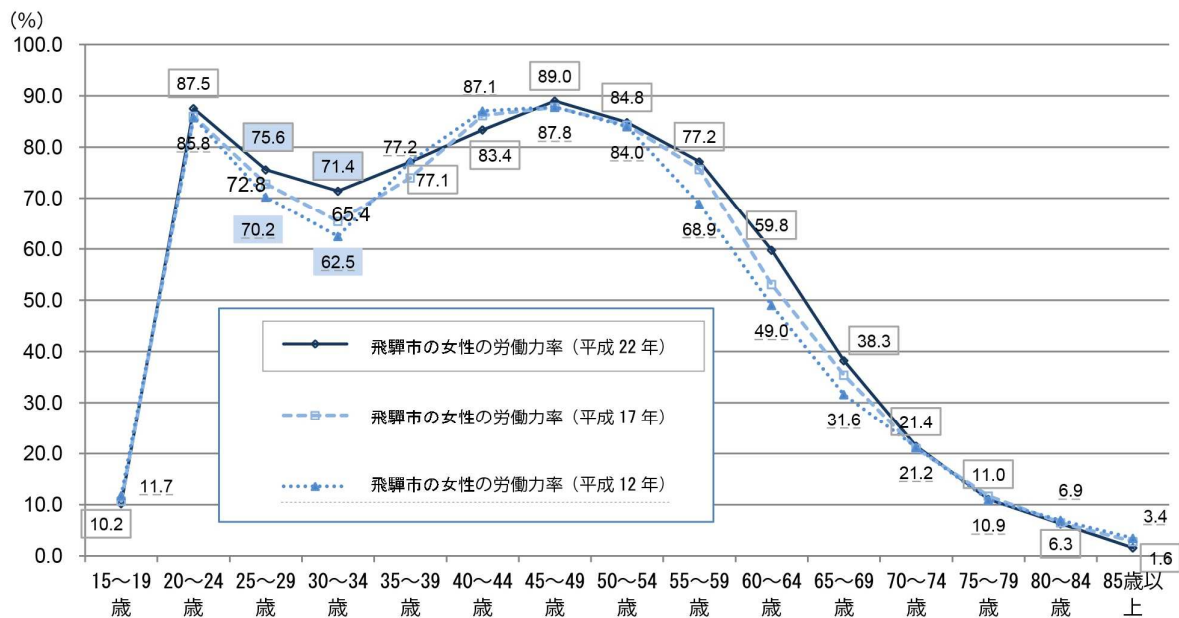
■女性の労働力

年齢層別に、生産年齢人口に対する労働力人口の比率（労働力率）をみると、女性は20代後半から30代半ばにいったん落ち込む「M字カーブ⁵」を描いています。これは結婚や出産、育児期にあたり、多くの女性が就業を中断していることが要因になっていると考えられます。しかしながら、労働力率を平成12年から平成22年までの時系列で比較した場合、M字カーブの「窪み」が浅くなっています。晩婚化の影響も考えられますが、結婚、出産、育児などのライフイベントによって離職することなく、就業を継続できる環境が少しずつ整ってきたことによるものと考えられる一方、夫婦共働きが必然となりつつある社会へ変化しているためとも考えられます。このような中で、女性の負担を軽減し、就業しながら「結婚・出産・子育て」を選択し易い環境とするためにも、これまで以上により明確な支援が必要です。また、一旦離職した女性の多くは、再度働きたいと希望を持ちながらも離職前と同様に就業することが困難な場合が多く、貴重な労働力が労働市場に参加できていない状況にあります。雇用形態におい

⁵ M字カーブ：日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映している。

ても「正規雇用」と「非正規雇用」という、いわゆる「働き方の二極化」が進んでおり、どちらも解決すべき重要な課題として挙げられます。

飛騨市の女性の労働力率推移



＜典拠＞「国勢調査」より作成。※平成12年は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数を基にしたデータを採用

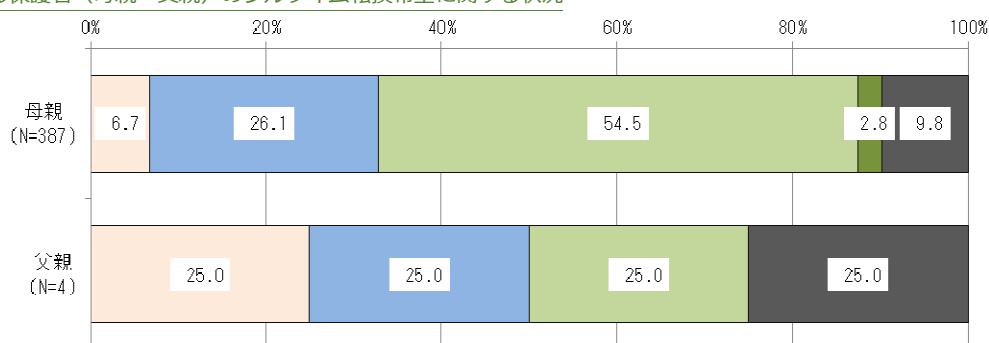
■飛騨市における子育て世代の就労状況

全国的に第1子の出産を機に約6割の女性が離職している傾向があります。離職の主な理由としては、「家事・育児に専念するため自発的に離職」、「就業時間が長い」、「勤務時間が不規則」、「勤務先の両立支援制度が不十分」などが挙げられます。

飛騨市における子育て世代の就労状況は、平成25年12月時点で調査（子ども・子育て支援に関するニーズ調査）を行ったところ、父親については、「フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が81.4%となっています。また、母親については、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が42.7%と最も多くなっています。ここで、母親に着目し、パート・アルバイトで就労している方へのフルタイムへの転換希望を調査したところ、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」が54.5%と最も多くなっています。また、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が6.7%に留まる一方、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みはない」が26.1%を占め、フルタイムへの転職が容易でないことが伺えます。さらに、現在、子育てや介護、家事等に尽力し、就労していない母親に就労希望について調査したところ、「今すぐにではないが、1年以上先に就労したい」が40.1%で最も多く、次いで、「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」が22.8%となっています。

上記調査の結果も踏まえ、特に子育て世代の女性は活動に制約が生じる一方、子育てが一段落すると、就労復帰を望む方が多いことが分かります。女性の就業率が高まり、女性のライフスタイルや価値観が大きく変化しているにも関わらず、女性の参画は実際には期待されるほどの成果を得られていません。特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性のワーク・ライフ・バランスの実現を困難にしています。それとともに、男性のワーク・ライフ・バランスの実現を疎外する要因になっているのです。

市内における保護者（母親・父親）のフルタイム転換希望に関する状況



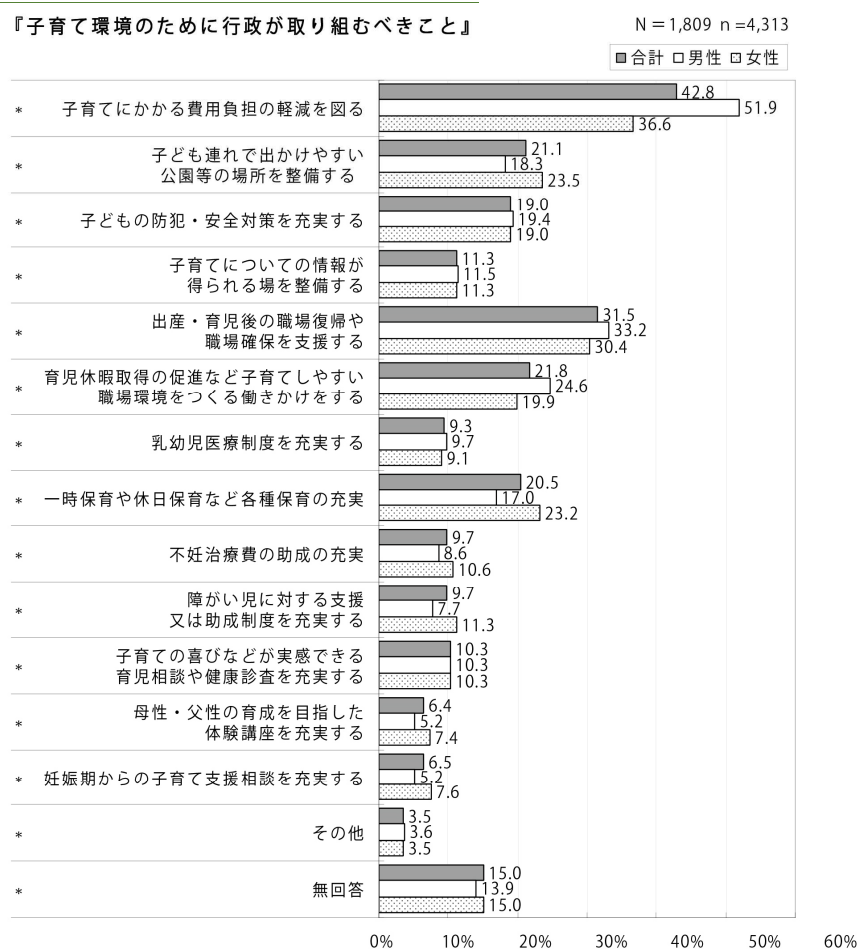
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望する
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい
- 不明

＜典拠＞ 飛騨市 平成26年「子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」

また、平成25年に実施した市民アンケート⁶では、「子どもを産み、育てる環境を充実させるために、行政が今後どのようなことに取り組むべきか」という問いに「出産・育児後の職場復帰や職場確保を支援する」(31.5%)、「育児休暇取得の促進など子育てしやすい職場環境をつくる働きかけをする」(21.8%)となっており就労場面での男女共同参画の必要性が望まれています。

平成27年に女性活躍推進法⁷が成立し、女性が就労や地域活性化の大切な潜在能力として期待されています。飛騨市においても、上記の調査によって多くの女性が就労を希望していることが伺え、飛騨市の労働市場を活性化すべく潜在能力として期待できます。このことから、就労と子育ての両立支援を実現できる雇用形態や職場環境の整備は男性の視点、女性の視点の両者に配慮して進めていく必要があります。

市民アンケート結果 「問19 子育て環境のために行政が取り組むべきこと」



<典拠>平成25年10月 「飛騨市 市民アンケート結果報告書」

⁶ 市民アンケート：平成25年10月 飛騨市市民アンケート 「問19 子どもを産み、育てる環境を充実させるために行政が今後どのようなことに取り組むべきだと思いますか。」

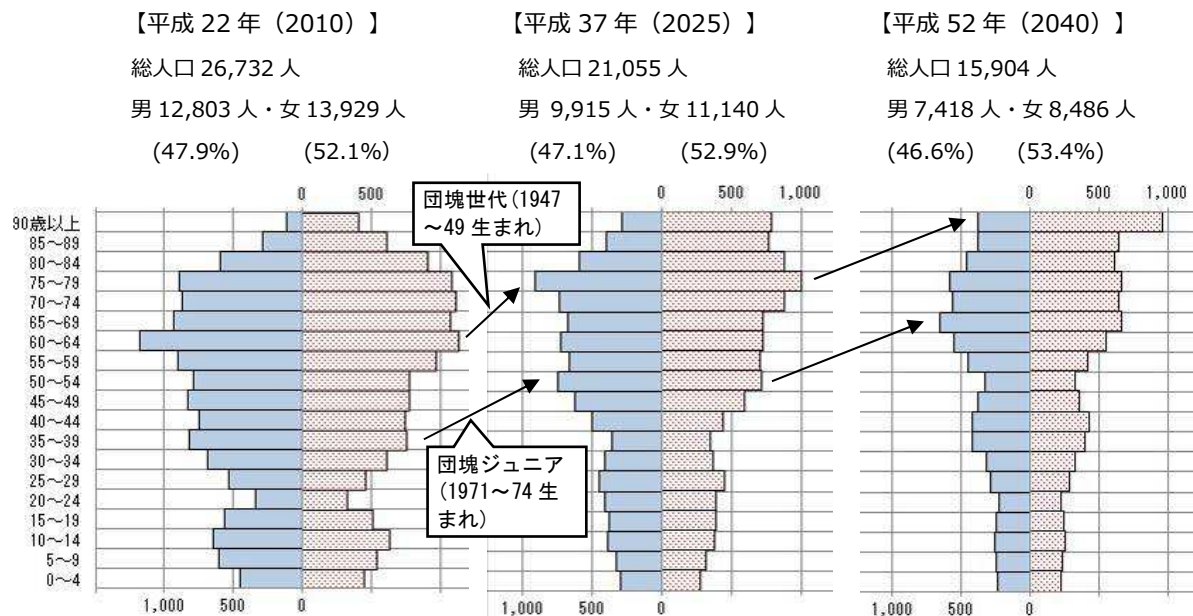
⁷ 女性活躍推進法：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）。平成24年12月に発足した第2次安倍内閣では、女性の力を「我が国最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置付け、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月閣議決定）に、女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について盛り込む。これを受け、政府は、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりのために制定。

C：介護と男女共同参画

現在、国全体でみると介護をしている570万人の過半数は(290万人)は就労しています。そのうち40～50代の人約6割(170万人)を占め、その4割は男性となっています。男性の介護への参加は進んでいるものの、依然として介護の負担は女性に集中しています。また、10年後の平成37年には団塊の世代が後期高齢者となり、介護リスクの高まる75歳以上の人口のピークを迎えます。(2025年問題)

夫婦共働き世帯の増加、晩婚化・生涯未婚率の上昇・兄弟人数減少などの社会情勢の変化により、男性も介護をしなければならない人が年々増加することは容易に考えられます。また、将来的には男女を問わず、介護に携わる人は増加します。介護者の負担を少しでも軽減できるように今のうちからその環境整備や支援体制を構築しておくことが重要です。

人口ピラミッド



＜典拠＞国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』より作成。

この章で挙げてきたような課題は飛騨市にとって喫緊の課題です。このような課題への対策のためにも「男女共同参画」の視点が非常に重要視されています。

市の目指す将来像である「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の実現及び一人ひとりの人生が心身ともに豊かなものになるよう、今一度、飛騨市の男女共同参画の現状を見つめ直し、推進していく必要があります。

3 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第9条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。また、同法第14条第3項では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定しています。従って、本計画は同法が定める基本理念及び国の基本計画「第3次男女共同参画基本計画」、県が制定した「岐阜県男女共同参画基本計画(第3次)」を機軸として飛騨市の地域特性を踏まえて展開すべき施策の基本とするものです。
- 当計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づくもので、第1次飛騨市男女共同参画基本計画を見直し、策定した計画です。また、第2次基本計画においては、男女共同参画の更なる推進を図るため、先に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」(平成27年法律第64号))第6条に基づく推進計画と一体として策定します。
- 「人権が尊重されるまちづくりの推進」の項目は「DV防止法」第2条第3項に基づくものであり、その部分については「飛騨市DV対策基本計画」として位置づけます。
- 平成26年度に策定した「飛騨市第二次総合計画 後期基本計画」で男女共同参画社会の形成及びその推進を掲げています。また、「飛騨市子ども・子育て支援事業計画」や「飛騨市高齢者保健福祉・第6期介護保険事業計画」など他の関連する計画と調整を図っていきます。
- 当計画は、従来の施策を「男女共同参画社会の形成の促進」という観点から再評価することはもとより、新たな施策展開を積極的に行っていきます。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市民からの要望等により必要に応じ、見直しを行います。また、施策・計画内容（アクションプラン）については、毎年度評価、見直しを行います

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
第1次計画										見直し				
										第2次計画				見直し

今回策定



トピック①

男女共同参画ってなあに？ 実現するとどう変わるの？

「男女共同参画」という言葉は聞いたことあっても、「なんだか難しそう」「ぼんやりとしか分からない」という方も多いと思います。

男女共同参画の「参画」という言葉は単に「参加」するだけでなく、意思決定について主体的に加わることを意味しています。

男女共同参画を推進する目的は大きく2つあります。1つ目は、【誰もが自分らしい生き方が出来る社会】の実現です。価値観や生き方は当然、一人ひとり異なります。そんな多様な価値観や生き方を互いに認めあい、尊重しあうことが大切です。「男だから～」「女だから～」という理由で生き方や人生の選択に制限を及ぼし、一人ひとりの個性や能力を発揮できないのは大きな問題です。男女がともにそれぞれの個性や能力を活かし、補いあいながら、優しい気持ちでいきいきと生活できるような男女共同参画の仕組みが必要です。

2つ目は、「人口減少・少子高齢社会の対応」です。人口減少や少子高齢化の進行は避けられません。社会を支える現役世代の減少に伴い、経済力や地域力の低下が予想されます。これらに対応するためにも、これまでの社会活動への参加、参画について見直し、男女がともに支えあう仕組みが必要なのです。

男女共同参画を進める必要性は大きく、実現すれば人口減少や少子化への対応として期待ができ、子どもから高齢者までいきいきと暮らせるまちづくりの実現に近づきます。そして、その実現が個人の幸せに繋がると期待されるのです。



○●○第3章●○●

計画の基本的な考え方

1 目指す姿

優しさと輝きあふれる飛騨市 — 認めあい 支えあい 未来を担う —

日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定めています。また、国は「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号)を定め、生活を営む全ての国民に対し、人権の尊重が基本原則であることを明確にしています。

人権尊重・男女平等を基本原則に、当計画において飛騨市の将来像である「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の実現を支える男女共同参画の推進について目指す姿を定めました。

男女共同参画社会は、決して男女が同じ仕事をする社会を意味するのではなく、男女の特性を理解しつつ、補いながらそれぞれ個人の持つ能力や個性を発揮できる社会を意味します。

前計画に基づき、様々な取り組みを展開してきましたが、男女共同参画社会の形成に向けた取り組むべき課題も多く残っています。特に、これからの社会を担う次世代のためにワーク・ライフ・バランスの推進、子どもの男女共同参画、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画、あらゆる暴力の根絶の推進が重要であると考えます。

飛騨市では、上記の視点を重要視しながら、男女が互いに認めあいながら、支えあい、それぞれの能力や個性を十分に発揮することができる社会を目指します。そして、そんな社会の実現が子どもや孫の世代まで、いつまでも安心して暮らせる飛騨市に繋がるよう、今を生きる私たちが将来の飛騨市を考えて取り組む必要があります。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画推進に向けた基盤づくり

男女共同参画社会の推進に向けて、これまでも様々な広報・啓発活動を行ってきました。しかし、社会全体では今もなお男女の不平等感があり、「男性は仕事、女性は家事や育児」といった固定的な性別役割分担意識がみられます。今後は、男女共同参画に関する理解を子どもにも分かりやすく伝え、市民に広めていきます。また、男女共同参画の意識を高め、メディアの情報や固定概念の風潮を受け入れるだけでなく、取捨選択して活用できる能力を育むことが出来るよう、学校、家庭、地域など様々な場面での学習・教育を推進します。

基本目標Ⅱ 男女がともに生きる社会環境の整備

人口減少・少子高齢化が進行する中で、誰もが性別に関係なく、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野において主体的に参画していくことが求められます。また、固定的な性別役割分担意識や女性の継続就労を阻む社会通念・慣行の見直しとともに、子育てと仕事が両立しやすい環境の整備が必要です。男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭、職場、地域それぞれの場で男女がともに助け合い、主体的な生き方をするために多様な選択を可能にし、能力を十分に発揮できる環境づくりを目指します。

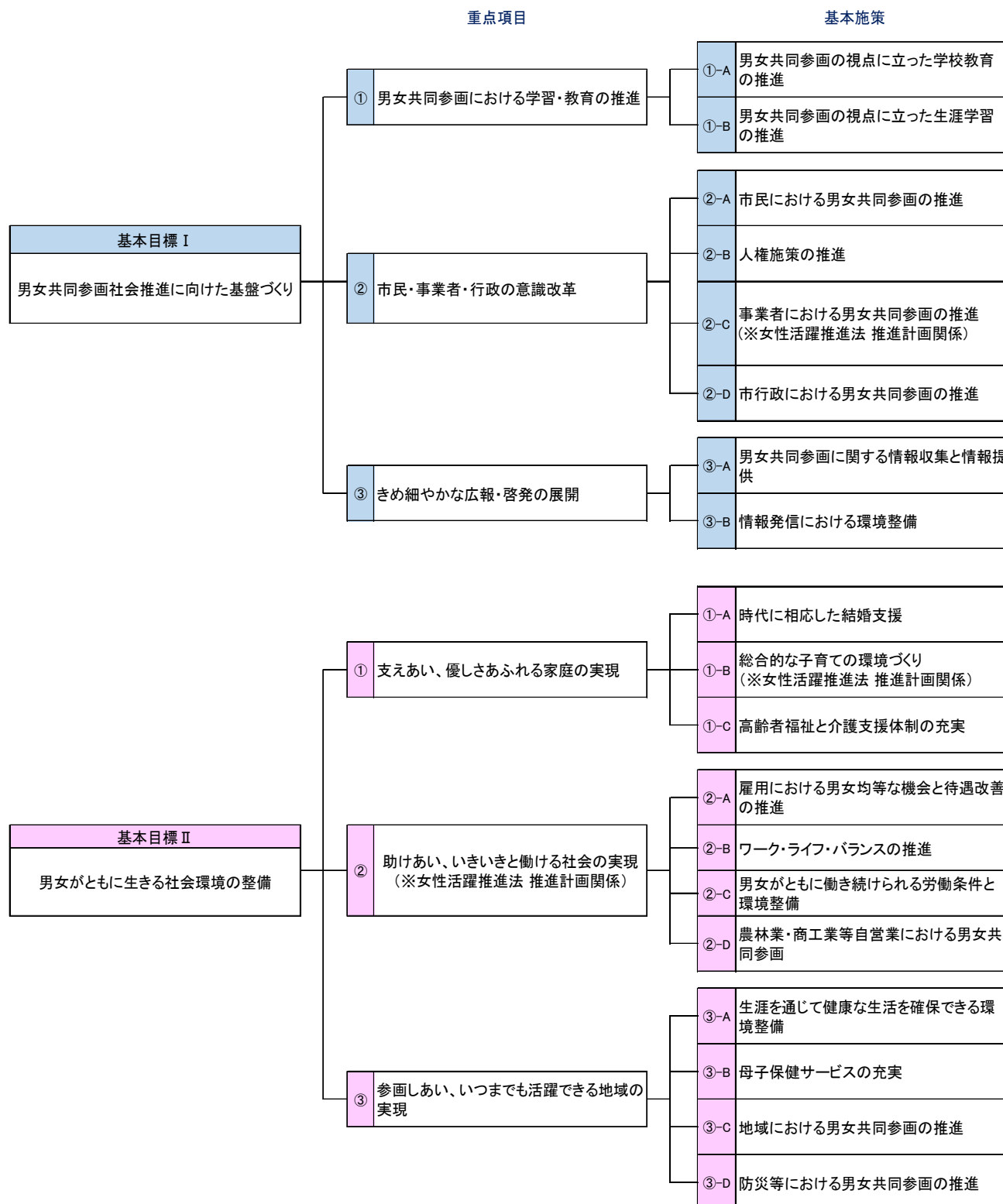
基本目標Ⅲ 人権が尊重されるまちづくりの推進（飛騨市DV対策基本計画）

DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシャルハラスメント⁸などの行為は決して許されないものであり、個人としての尊厳を傷つけるばかりでなく、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。近年、SNS⁹などのインターネットを経由した暴力など人権を侵害する行為が多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して、迅速かつ適切に対応していく必要があります。あらゆる暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の醸成等の基盤づくりを強化します。また、だれもが安心して相談できる体制を構築し、いつまでも心身ともに健康で自立した生活を営むための支援を行います。

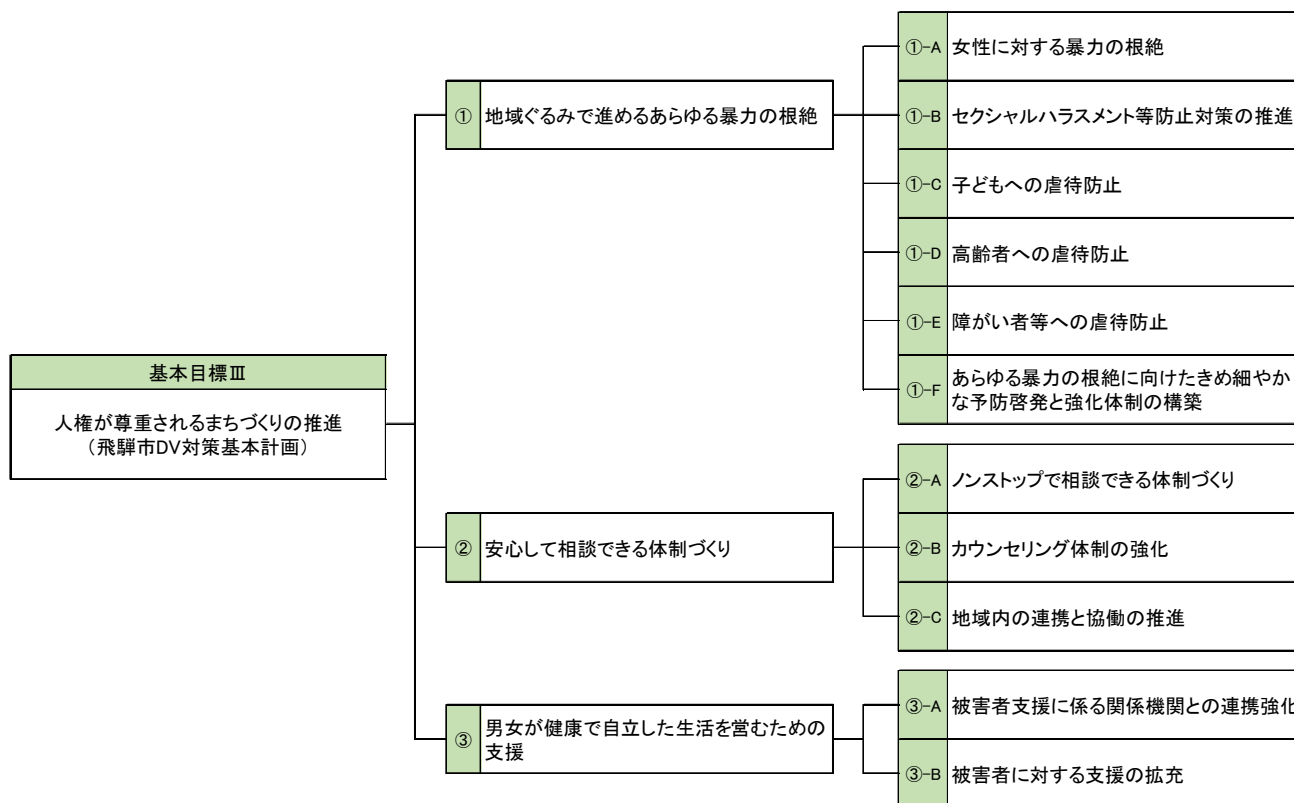
⁸ セクシャルハラスメント：性的な言動による嫌がらせ行為。略してセクハラという。相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為を行うとセクハラに該当する。

⁹ SNS：「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。日本ではFacebook、Twitter等が知られている。

3 計画の施策体系



※女性活躍推進法 推進計画関係：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成27年法律第64号）」第6条に基づく推進計画



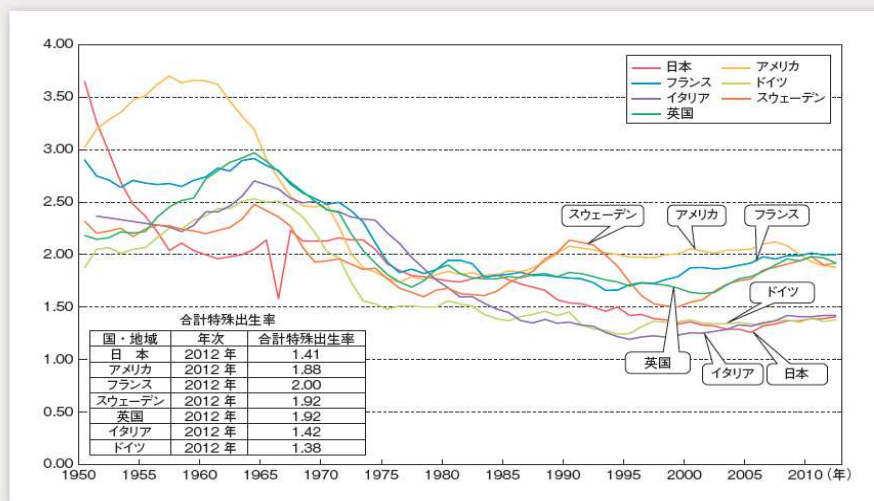
トピック②

女性が社会進出すると 少子化が更に深刻になるのでは？

「女性は働くようになると、ますます少子化が進むのではないか」と心配される方も少なくないと思います。日本をはじめ、少子化から脱出できていない先進国では、「働き方が柔軟でない」、「女性の労働率が低い」、「男女の役割分担意識が強い」といった共通点があります。

逆に、男女がともに家庭と仕事を両立させる働き方が出来ている国ほど少子化を食い止めることに成功しているのです。なぜなら、女性が働きながら、出産、育児ができるような仕組みに変えてきたからです。特に、フランスやスウェーデンでは出生率が1.6台まで低下した後、回復傾向となり、平成23年の調査ではフランスが2.00、スウェーデンが1.92となっています。

これらの国の政策の特徴をみると、フランスでは、かつては家族手当等の経済的支援が中心でしたが、1990年代以降、保育の充実へシフトし、その後さらに出産・育児と就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち「両立支援」を強める方向で政策が進められました。また、それと同時に男性の家事や育児の参加も広がり、出産や育児を機に、社会的に家族や地域で支えあう仕組みを築き上げてきたのです。



資料：ヨーロッパは、1959年まで United Nations "Demographic Yearbook" 等、1960年以降は OECD Family database (2013年2月更新版) による。ただし、2012年の英国、イタリア、ドイツは各国の政府統計機関。アメリカは、1959年まで United Nations "Demographic Yearbook"、1960年以降は OECD Family database (2013年2月更新版) による。ただし、2012年はアメリカの政府統計機関。日本は、1959年までは厚生労働省「人口動態統計」、1960年以降は OECD Family database (2013年2月更新版) による。ただし、2012年は厚生労働省「人口動態統計」。

○●○第4章●○●

男女共同参画推進のための施策・計画内容
(アクションプラン)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会推進に向けた基盤づくり

現状と課題

これまで男女共同参画に特化した意識調査は実施しておらず、市内ではどの程度、男女共同参画の意識が浸透しているのか把握できていない状況です。しかし、平成25年に実施した市民アンケート¹⁰において、「市民が行政に特に力を入れて欲しい取り組み」として、「雇用の場の確保」（54.7%）が最も多く、次いで「高齢者福祉」（33.5%）、3番目に「地域医療体制の確保・充実」、4番目に「子育て支援」（27.9%）という結果になっています。上記に挙げられる分野については男女共同参画の考え方や対策が大きく影響する分野です。男女共同参画推進の必要性を確認しつつ、それぞれの取り組みを展開していく必要があります。

また、当市においては、未だ地域活動の役員に男性が多いなど、慣行が見直されるまでには到っていないことが伺えます。子どもから大人まで男女共同参画について正しく理解することが求められています。

施策の方向性

- 女性と男性が社会のあらゆる分野とともに参画し、喜びも責任も分かち合うという男女共同参画社会の形成を図るためには、行政の取り組みのみならず、市民及び事業者一人ひとりの生活での実践が必要になります。生活の中に男女共同参画の意識を根付かせるためには、基本的人権の尊重や男女平等の考え方に基づいた意識を浸透させることが重要です。一人ひとりが男女共同参画の意識をもち、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるまちづくりを目指します。
- 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の1つとして「男性は仕事、女性は家事や育児」といった社会の仕組みや慣習の中で、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが挙げられます。固定的な性別役割分担の是正に向け、継続的な取組が必要であり、社会における制度や慣習の見直しに向けた市民意識の改革に努めます。
- 市職員においても、男女共同参画の大切さを理解していながらも実践できていない場面がみられます。まずは、職員一人ひとりが率先して、男女共同参画を実践し、生活者の視点を持つことにより、市民の多様なニーズに対応した行政サービスを提供するとともに、庁内に男女共同参画を推進する機運を醸成して、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映していきます。
- 人間形成に影響を与える教育の役割は大きく、学校等における全ての教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育が必要です。性別を問わず、誰もが個性と能力を活かし、社会のあらゆる分

¹⁰ 市民アンケート：平成25年3月 飛騨市市民アンケート結果報告書 「問39 飛騨市が特に力を入れるべきこと」

野に参画し、生涯にわたって生きがいのある人生を送ることが出来るよう、男女共同参画を推進する学習・教育の充実に努めます。

基本施策

- ① 男女共同参画における学習・教育の推進
- ② 市民・事業者・行政の意識改革
- ③ きめ細やかな広報・啓発の展開

① 男女共同参画における学習・教育の推進

学校教育の場では、男女共同参画について人権尊重や男女平等の教材を活用して学習しています。しかしながら、教職員が発する言葉や態度の影響は大きく、気がつかないまま子どもたちの意識や価値観形成に影響を与えている場合があります。また、家庭や地域における保護者等の言動についても同様なことがいえます。

これらに対応すべく、学校教育の現場をはじめ、家庭と地域が一体となり、性別にとらわれず個人を尊重する教育を充実させる必要があります。



基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	(1)人権の尊重や男女平等に関する教育の実践	「飛騨市人権施策推進指針」に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等の相互理解の重要性について道徳や総合的な学習の時間を中心に職場体験やボランティア活動など教育活動全体を通して学習を進めていきます。	学校教育課 市内学校

	(2)個性・能力等を尊重した生徒指導・進路指導の充実	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、自らの生き方などを考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けられるよう進路指導の充実に努めていきます。また、社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育の充実に図ります。	
	(3)男女共同参画を活用した進路指導	県内及び市内事業者の経営者を講師に招き、中学生を対象に講演会及び意見交換会を開催します。市内事業者への働きかけを行うとともに進路指導との相乗効果に期待できるような内容の検討を進めていきます。	学校教育課 中学校 商工課
	(4)保護者・教職員に対する男女平等教育の働きかけ	男女平等や男女共同参画の理念の理解を深め、学校現場で活かすことを目的とし、飛騨市PTA連合会を通じ、各小中学校のPTAで統一テーマとして、保護者及び教育関係者を対象とした研修会や学習会を実施します。	生涯学習課
	(5)学校生活や運営における慣行の見直し	各校へ訪問し、各教育活動の参観・点検等を実施し、管理職や教員に適宜指導を行っています。また、日常的に各種研修・会議の機会を通して、指導や助言を行っており、今後も継続していきます。	学校教育課
B 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	(1)男女共同参画の理念に沿った学習環境の整備	意識啓発を促すべく適切な情報提供とともに、学校及び市立図書館における男女共同参画に資する図書の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課 図書館
	(2)一時託児付き講座・講演会の拡充	参加希望者が参加しやすいよう一時託児付きの講座・講演会等の開催の拡充を進めます。	
	(3)各種講座等の開催	「誰でも自主講座」や「公民館講座」など様々な生涯学習の場の提供、情報発信を行っています。	

② 市民・事業者・行政の意識改革

男女共同参画社会の実現のためには、その重要性の理解を深め、生活や職場で実践することが求められます。また、市民生活の中に、男女共同参画の意識を根付かせるためには市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、基本的人権の尊重や男女平等の考え方を浸透させることが重要です。

そのために、啓発活動や学習情報を提供し、家庭や職場、地域での多様な価値観が尊重できる機運を高めていきます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A 市民における男女共同参画の推進	(1)市民への意識啓発	国や県、関係団体における男女共同参画に関する情報を提供していきます。また、岐阜県男女共同参画強調月間（毎年11月）や国の男女共同参画週間（毎年6月23日から29日までの1週間）を通じて意識の推進を図ります。	企画課
	(2)男女共同参画に関する講演会等の開催	男女共同参画に関する講演会や学習会の開催を継続し、市民がより参加しやすく、啓発効果が高まるように内容や周知方法の検討を行っていきます。参加層の拡大を目指すとともに、参加者へのアンケートを実施し、市の男女共同参画施策に対する認知度を確認していきます。	
	(3)男性を対象とした啓発	男性にとって分かりやすく、実践的な内容に配慮して、意識浸透に努めていきます。また、男性自身の意識だけでなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する周囲の理解が深まるような啓発を行っていきます。	
	(4)男性を対象とした実践的講座の開催	男性が参加しやすいテーマや時間帯に考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進する講座を検討していきます。	
B 人権施策の推進	(1)広報等の啓発活動の推進	男女共同参画の根本である人権に関するさまざまな情報を収集し、積極的に情報発信や広報活動を行います。	市民児童課

	(2)人権教育の推進	「飛騨市人権施策推進指針」に基づき、人権教育を推進していきます。 人権擁護委員・国・県・市内小中学校・関係団体と連携を図り、「差別のない明るい飛騨市づくり」の実現を目指します。	
	(3)人権に関する講演会の開催	市民の人権に対する正しい理解を深めるため、講演会を定期的に開催し、市民が参加しやすく、主体的に学べる機会を提供します。	
C 事業者における男女共同参画の推進 ※女性活躍推進法 推進計画関係	(1)事業者への情報提供の推進	既存の制度・慣行の見直しを行い、男女共同参画に関する取り組みを促すべく、男女共同参画の基本理念や基本計画及び各種制度について事業者を対象に情報提供、啓発活動を行います。	商工課
	(2)事業者での政策・方針決定過程への女性の参画拡大	市内事業者・各種商工団体において女性管理職が少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、情報提供及び啓発活動を行っていきます。	商工課 企画課
	(3)事業者を対象にしたセミナー等の開催	事業者向けのセミナーや意見交流会を開催し、市内企業の取り組みの状況を把握するとともに先進事例や好事例の紹介を行っていきます。	
	(4)相談窓口の設置	相談窓口を商工課に設置し、女性の活躍促進に関する相談及び問い合わせへの対応や女性の活躍促進に必要な取組等についてのアドバイス、女性の活躍促進に関する県や国の施策等についての情報提供を行っていきます。	
D 市行政における男女共同参画の推進	(1)市職員への意識啓発	市政運営における既存の各種制度や慣行を見直し、職員の意識の改革を促します。市役所自らが男女共同参画のモデル的な職場になるよう計画（「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」）に基づき、取り組みを推進していきます。	総務課

	(2)分かりやすい男女共同参画の推進	男女共同参画の取り組みにおいて「市民にやさしい、分かりやすい仕組みづくり」を進めるために各種制度、慣行の定期的な見直しを行い、着実な取り組みを展開します。	企画課
	(3)各種審議会等における女性登用の促進	市の審議会・委員会などにおける女性の登用率 25%の目標値の着実な達成に向け、はたらきかけを強化していきます。	企画課 各課
		幅広い市民の参画と女性の登用に取り組み、委員の性別に偏りのないよう配慮した方針・政策決定過程への参画体制の構築を目指します。また、定期的に各種委員の女性登用率を確認しつつ、女性の割合が留まっている要因を検討し、その改善に向け、働きかけていきます。	

③ きめ細やかな広報・啓発の展開

一人ひとりが男女共同参画の重要性を理解し、意識を高められるようにきめ細やかな広報・啓発活動の展開を目指します。世代によって情報の受容媒体が異なることを配慮し、男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるように地域に根ざした情報発信を進めていきます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の内容	担当課
A 男女共同参画に関する情報収集と情報提供	(1)男女共同参画の取り組みの見える化	国や県及び関係団体が発信する取り組みについて情報提供していきます。また、市内での男女共同参画に関する取り組みや女性の活躍における情報を収集し、積極的に情報発信していきます。	企画課 各課
	(2)啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	男女共同参画に関する情報をチラシや自治会回覧で積極的に情報提供していきます。今後は、他担当課との連携を強化し、情報提供の拡充を目指します。	企画課 各課
	(3)広報及びホームページ等の表記の見直し	市が刊行する広報、資料及びホームページ等の表記や掲載については、「男性は仕事、女性は家事や育児」という固定的な性別役割分担意識に捉われることのないイラストの使用や表記に留意していきます。	
B 情報発信における環境整備	(1)総合的な情報発信の推進	市のホームページにおいて、意識啓発やワーク・ライフ・バランス、各種制度などの情報を総合的に閲覧できるような男女共同参画に関する常設ページの設置について検討していきます。また、事業者内研修等で活用できる資料を作成し、ホームページからダウンロードできるような環境づくりを進めていきます。	企画課 情報戦略室
	(2)多様なメディアの活用	広報やホームページを活用するとともに、図書館でのパネル展示・特集コーナーの設置・参考図書の紹介などを行い、	企画課 図書館

		幅広い世代へ効果的な啓発を行っていきます。	
--	--	-----------------------	--

市民の役割

- ◆ 「男だから」「女だから」というように性別で能力や役割などを決め付けるのではなく、一人ひとりの個性や能力を大切にします。
- ◆ 男女不平等だと感じる社会通念や慣行について見直します。
- ◆ 男女共同参画や人権尊重に関する情報に目を向けます。
- ◆ 子どもたちに男女平等及び男女共同参画の意識を育む教育を行います。

事業者の役割

- ◆ 職場の中で、男女の不平等さを感じる部分について見直します。
- ◆ 性別によって能力や担当を決め付けるのではなく、個人の資質や意志を大切にします。
- ◆ 女性が活躍できるような職場環境を目指します。
- ◆ メディアによる広報・PRは、性差別につながらない表現に努めます。

トピック③

身近なことから少しずつ。 「長年の当たり前」で意識に変化が。

地域の祭りの練習後の掃除はどなたがされていますか？

地域で異なりますが、慣習として、女性が行っている地域も少なくないと思います。男女関係なく片付けるべき人はだれなのか。

小さなことから考えていきませんか。



トピック④

東日本大震災から男女共同参画を学ぶ ～男女共同参画と防災・復興対策～

東日本大震災では、被災地において、救助・救援、医療、消火活動及び復旧・復興等の担い手として多くの女性が活躍しました。一方で、物資の備蓄・提供や避難所の運営などにおいて女性の視点が十分ではなかったという課題を残しました。

災害はいつ起きるか分かりません。日頃から男女がともに防災対策について考え、防災に備えておく必要があります。



基本目標Ⅱ 男女がともに生きる社会環境の整備

現状と課題

男女がともに活躍できる社会の形成のためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。ワーク・ライフ・バランスの実現は、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。また、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことは、育児や介護等も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要であり、企業にとっても生産性向上や人材確保に役立つとされています。

また、少子高齢化が進み、労働力不足が見込まれる現状においては、ポジティブ・アクションが重要です。市内事業者におけるポジティブ・アクションの取り組み状況としては、「あまり進んでいない」「進んでいない」と回答する事業者が65.6%になっています。ポジティブ・アクションを積極的に実施する行政や企業等は、働きやすく、性別に関わりなく公正に評価される職場として認知され、高質な労働力や人材を確保することができると言われています。さらには、労働意欲や生産性の向上、企業イメージの向上が期待されています。

地域活動においては、その多くに女性も参加していますが、リーダーなどの役職には男性が就くケースが多くなっています。そのため、役職が重なり、一人当たりの負担が大きくなっているのが現状です。

施策の方向性

- 「女性活躍推進法」や「飛騨市女性活躍推進基本条例」に基づき、男女がともに働きやすい職場を目指し、女性の職業生活における活躍を重点的に推進していきます。
- 男女共同参画社会の実現のためには、ワーク・ライフ・バランスが重要です。仕事や家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できるような職場、地域の機運醸成の実現を図ります。そのために、市民や事業者の長時間労働に対する見直しをはたらかけていきます。
- 核家族化や女性の社会進出などとあいまって、地域での支えあい、コミュニティづくりの必要性も高まっています。男女がともに協力して生活が送れるよう、男性の家事・育児への参加促進に向けた意識改革に取り組んでいくとともに、働いている男女が地域活動に参加できるよう働きかけていきます。生活の基本となる「家庭」「職場」「地域」それぞれの観点からの取り組みを展開していきます。

基本施策

- ① 支えあい、優しさあふれる家庭の実現
- ② 助けあい、いきいきと働ける社会の実現 （※女性活躍推進法 推進計画関係）
- ③ 参画しあい、いつまでも活躍できる地域の実現

① 支えあい、優しさあふれる家庭の実現

女性の社会進出が認められつつある現在、男女がともに協力して生活することが必要不可欠です。家事や子育て、介護などは女性が行うという固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がともに助けあい、協力しあえる家庭の実現を目指します。また、多様なライフスタイルやニーズに応じた結婚支援や子育てができる環境の整備を推進していきます。さらに、非正規雇用労働者やひとり親など生活の困難に陥りやすい女性が増加しています。ひとり親世帯等が子育てと就労を両立できるような環境整備に努めていきます。



基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	関係課
A 時代に相応した結婚支援	(1)出会い創出事業	社会福祉協議会による出会いサポートセンター活動事業及び飛騨圏域共同のポータルサイトで出会いの機会創出を図ります。	福祉課
	(2)出会い・地域活性化イベント実施補助事業	市内団体及び事業者等が企画・実施する出会いイベントの開催を支援します。	企画課
	(3)地域資源を活用した出会い・飛騨市 PR ツアー開催事業	飛騨市の魅力的な地域資源・アクティビティを活用し、独身男女を対象としたツアーの企画実施を支援します。	福祉課

B 総合的な子育ての環境づくり ※女性活躍推進法 推進計画関係	(1)子育てに関する情報提供の推進	毎年、「子育てガイドブック」を刊行し、子育て世代が望む情報を一括し、提供を行います。また、広報やホームページでの情報提供も積極的に行っていきます。	市民児童課
	(2)地域子育て支援センターの事業推進	地域子育て支援センターでは、子育て世代やその家族などが気軽に集い、子どもたちへの安全な遊びの提供、子育てに関する情報提供や子ども同士の仲間づくりの支援、子育てに関する相談業務について強化していきます。	市民児童課 子育て支援センター
	(3)乳幼児学級の充実	市内の就園前の乳幼児とその保護者を対象に乳幼児学級を継続していきます。「親子の学びの場」「仲間づくりの場」「情報交換の場」を柱に年齢別に月に1回実施していきます。	生涯学習課 市民児童課
	(4)地域子育て支援拠点事業の推進	地域子育て支援拠点事業とする市内保育園やフレンドリー広場、地域子育て支援センター等において、市内の子育て世代に対する情報の提供、助言等を行うほか、子育て世代の親とその子どもの相談支援や相互交流の場を提供します。	市民児童課 健康 生きがい課 保育園
	(5)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	現在実施している市内4箇所の児童クラブの長期休業中及び土曜日の開室時間を利用する保護者のニーズにあわせて拡充していきます。また、「山之村小学校」では、保護者のニーズにあった開室に向け、設備調整や指導員の確保を進めていきます。	市民児童課
	(6)市内保育園等における保育サービスの充実	公立保育園（宮城保育園）において完全事前予約制による休日保育を実施するとともに、その状況に応じて神岡地区での開催を検討します。	

		山之村保育園を対象とした2歳児限定の未 満児保育を継続するとともに、女性の再就 職を支援するために未満児保育需要に対応 し、引き続き、「待機児童ゼロ」を維持し ていきます。	
		平成28年度中に病児・病後児保育事業を 開始します。また、神岡地内での病児・病 後児保育事業実施に向け、環境整備を行 います。	
	(7)ひとり親家庭 における福祉の充 実	ひとり親家庭の相談・支援・情報提供等の 適切な対応ができる相談員の増員を目指し ます。また、ひとり親家庭が、子育てと就 業を両立できるよう、多様な保育サービス の充実や放課後児童クラブの推進などで、 子育てや生活面での支援を行うとともに、 市営住宅や母子生活支援施設との連携等 により生活の場の確保を図り、就労支援及び 経済的支援を行っていきます。	市民児童課 福祉課 都市整備課 商工課
	(8)障がい者（障が い児）が暮らしや すい環境の整備	発達支援センターや保健センター、教育委 員会等の関係課が連携を密にし、将来的に 自立した日常生活や社会生活につながるよ う、個々の障がいに合った途切れのない支 援の実施を目指します。	福祉課 教育委員会 健康 生きがい課
		障がい者（障がい児）が個人としての尊厳 に相応しい生活を営むことができるよう、 「第4期飛騨市障がい福祉計画」に基づき、 障がい福祉サービス等の充実を図ります。	
B 高齢者福祉 と介護支援体制	(1)地域包括ケア システム ¹¹ の構築	要介護者を持つ家庭において、その要介護 者を家族みんなで支えながらも、仕事や地	健康 生きがい課

¹¹ 地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくりのこと。

の充実		域活動、子育て、趣味にも時間をつくれるよう、その介護負担軽減につながる介護サービス基盤の構築、地域で高齢者介護を支える仕組みづくりを行っていきます。	健康 生きがい課
	(2)介護サービスの充実	「飛騨市高齢者保健福祉施設・第6期介護保険事業計画」の計画内容を着実に進めていきます。また、計画に基づき、在宅介護負担軽減に大きく期待できる「小規模多機能型居宅介護」や「認知症グループホーム」の提供事業者の飛騨市内参入を促進します。	
	(3) 高齢者の健康増進	市内の高齢者の健康増進、活力維持のためにも、シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労支援を促進します。高齢者の就労は生活維持の経済的側面と社会参画・生きがいづくりの側面があります。高齢者の就業希望や体力等の実態を確認しつつ、元気な高齢者が地域の担い手として活躍できるような場を提供していきます。	
	(4)高齢者の活躍推進	高齢者を生活支援サービスの担い手として地域で活躍できるよう、介護保険介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、高齢者の雇用、介護サポーター ¹² の拡充に向け、情報発信を行っていきます	

¹² 介護サポーター：平成27年7月より飛騨市介護サポーター(介護支援ボランティア)の制度を開始。この制度は、65歳以上の介護サポーターが介護施設等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防につなげるとともに、社会参加や地域貢献を通じいきいきとした地域社会をつくることを目的とする。

② 助けあい、いきいきと働ける社会の実現 ※ 女性活躍推進法 推進計画関係

子ども・子育て支援法や女性活躍推進法などの法整備により、女性の就労環境は徐々に向上していますが、働く女性にとって、また男性においても仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）が出来る環境が十分に整っているとはいえません。

ワーク・ライフ・バランス実現に向け、働く男女への支援制度の周知、活用及び意識啓発や環境整備など、誰もが働きやすい環境づくりを目指します。また、女性活躍推進法に基づき、自らの意思によって職業生活を営もうとする女性がその個性と能力を十分発揮できるよう市内の意識醸成や環境づくりを進めていきます。



基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A 雇用における男女均等な機会と待遇改善の推進	(1)各種制度等に関する情報提供	男女均等な機会と待遇の改善のために、商工会、商工会議所等と連携し、周知と改善を図っていきます。	商工課
	(2)次世代育成支援対策推進法の周知	市内事業者に対し、情報提供を行い、法令の普及定着に努めていきます。	
	(3)育児休業制度及び介護休業制度における情報提供	市内事業者の経営者や人事担当者、労働者に対し、育児休業や介護休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努めます。	
B ワーク・ライフ・バランスの推進	(1)仕事と家庭生活の両立に向けた意識の啓発	ワーク・ライフ・バランスを推進するセミナーや意見交換会を開催し、啓発を行います。また、市内企業等の具体的な取り組みについて広報やホームページ等において紹介していきます。	企画課 商工課
C 男女がともに働き続けられる労働条件と環境整備	(1)労働時間短縮等の促進	ワーク・ライフ・バランスへの転換を促進するために情報提供を行います。	

	(2)ポジティブ・アクションの推進	商工会や商工会議所等と連携し、ポジティブ・アクションの推進を啓発していくとともに男女雇用機会均等法の周知や同法に基づく国や県の取り組み等について情報提供を行っていきます。	商工課
	(3)女性の活躍推進	男性中心型労働慣行等を見直し、女性の労働力の重要性を理解し、現状よりも女性が働きやすい職場環境を整えることで女性の労働力を掘り起こすことを目指します。	
		市内事業者に対し、女性活躍推進法の情報提供を行い、法令の普及定着及び一般事業主行動計画の策定に努めていきます。	
		平成26年度に制定した「飛騨市女性活躍推進基本条例」に基づく、飛騨市女性社会進出促進補助事業を継続していきます。	
		主に企業訪問や情報提供を行い、女性の採用、人材育成、登用等の推進に働きかけていきます。	
		中堅女性社員を対象に「家事・育児との両立」、「管理職への登用」等について意見を聴取するワーキングウーマンミーティングを開催します。	企画課 商工課
	(4)就職・再就職の支援	商工課を窓口とし、ホームページやメール配信サービス（飛騨市ほっと知るメール）において、就職・再就職の情報提供を行うとともに、ハローワークからの情報（週間求人情報）を提供していきます。また、就職、再就職の情報取得方法について周知を継続し、再就職の支援を行います。	
	(5)起業に関する支援	市内での起業を推進するため、飛騨市起業化促進補助事業を継続していきます。また、起業に関する情報提供を行っていきます。 女性における起業は少ないため、起業モデル等を紹介しながら、情報提供や相談支援を継続していきます。	商工課

	(6)飛騨市企業紹介サイトの充実	飛騨市企業紹介サイト『企業ステーションHida』では、市内事業者の情報を発信しています。当サイトの充実を図り、市内事業者の男女共同参画や女性活躍推進に関する取り組みや岐阜県に認定された子育て支援エクセレント ¹³ 企業の取り組みを紹介していきます。	商工課 企画課
	(7)効率的な情報提供の推進	企業訪問等を通じて、各種制度の周知や情報提供を行い、市内事業者の現状を把握し、事業所、商工会や商工会議所などの関係団体と連携を図りながら、ポジティブ・アクション推進のはたらきかけをしていきます。	商工課
D 農林業・商工業等自営業における男女共同参画	(1)農業における男女共同参画の推進	県が策定する「ぎふ農業・農村基本計画」や「ぎふ農業・農村男女共同参画プラン」に基づき、推進します。農業委員への女性登用の促進、農業に関する男女共同参画の見える化への取り組みを行います。	農林課 商工課
	(2)家族経営協定締結の促進	家族経営協定の理解と締結の促進についてＪＡや農業委員会及び関係団体と連携し、啓発に努めます。商工業等自営業に対しては、商工会や商工会議所等と連携し、働きかけていきます。	

¹³ 子育て支援エクセレント企業：岐阜県では、仕事と家庭をともに大事にする職場環境づくりに先進的に取り組む企業・団体を「岐阜県子育て支援エクセレント企業」として認定しています。

③ 参画しあい、いつまでも活躍できる地域の実現

子ども、障がい者、高齢者等全ての人が生涯を通じて、生きがいを持って生活できるようなまちづくりを目指します。地域社会において男女がともに主体的に関わることができるよう、生涯学習の機会を提供するとともに、男女が地域活動に参加するためには、ワーク・ライフ・バランスが重要であることを啓発していきます。

さらに東日本大震災以降、防災分野への女性の参画が重要視されています。女性の視点に立った防災体制の確立を実施するために、防災における政策・方針決定過程への女性の参画を促進していきます。



基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A 生涯を通じて健康な生活を確保できる環境整備	(1)生涯を通じた健康づくり体制の推進	「飛騨市健康増進計画 健康飛騨市 21（第2次）」を計画的に推進し、乳幼児から高齢者まで心身ともに健康でいつまでも活躍できる地域の実現を目指し、ライフステージに対応した取り組みを行います。20代及び30代を対象とする健診等により、若年層から健康づくりの正しい知識や習慣の習得を指導していきます。さらに性別や年齢に関わらず、生涯を通じた健康づくりができる機会を提供します。	健康 生きがい課
B 母子保健サービスの充実	(1)母子保健サービスの拡充	母子保健サービスの拡充を図り、妊娠、出産及び育児に対する不安感を軽減する支援制度の充実を図り、次世代を担う子どもたちを健やかに育てることができるよう学習の機会や環境整備に努めます。	健康 生きがい課
	(2)不妊・不育治療への支援	不妊・不育治療における情報提供や特定不妊治療費の助成を行っていきます。	
	(3)相談窓口の充実	母子健康手帳交付時に全ての妊婦と保健師が面接することによってよりきめ細やかな相談支援体制の整備を行います。	

	(4)乳幼児健康診査の充実	妊婦健診や乳幼児健診を実施し、母子に対する健康診断、訪問指導等をきめ細やかに行います。	
	(5)パパママ教室の実施	男性の育児参画を促すため、妊娠や妊娠期の健康について理解を深められるように内容の充実を図ります。	
C 地域における男女共同参画の推進	(1)地域における学習機会の提供	市内団体や地域活動団体等に対し、男女共同参画に関する出前講座を行います。また、様々な講座において男女共同参画の視点を取り入れるよう配慮していきます。さらに、参加希望者が参加しやすいように託児付きの講座にするなどの学習機会の環境整備の拡充を進めていきます。	企画課 各課
	(2)青少年育成推進事業の充実	「地域の子どもは地域で守り育てる」を合言葉に、青少年育成市民運動の一環として「地域のおじさんおばさん運動」を行い、地域の大人が子どもを見守り、時に注意し、助言することにより地域の連帯感と教育力を高めます。	生涯学習課
	(3)生きがいづくりの振興	価値観やライフスタイルが多様化する中で、誰でも気軽に参加しやすいような年代やニーズ、ライフステージに応じた生涯学習の機会を提供していきます。また、自分が学んだ知識や技能を教えたいという思いに応えるため、市民の企画を講座に反映する市民提案型の「誰でも自主講座」を開催していきます。	
		〇〇名人登録事業により、あらゆる分野に長けた方を名人として把握し、講師として広く紹介していきます。	
	(4)女性組織の構築の検討	女性会が解散し、女性の意見を集約する機会が減少しています。各種審査会や委員会の委員の女性登用率が低く、女性の意見が反映されにくいという課題もあります。女性の意見やニーズを把握するために、負担の軽減等を十分に配慮した女性会に代わる組織の構築を検討していきます。	企画課 生涯学習課

D 防災等における男女共同参画の推進	(1)防災等における女性の参画促進	女性の視点に立った防災体制の確立を実施するために防災における政策・方針決定過程への女性の参画は不可欠と認識し、体制や連携を見直していきます。また、災害対応マニュアルの作成など防災の計画段階における女性の参画促進に努めます。	総務課 消防本部 消防団
		男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練や防災研修等を行い、防災分野における女性の参加者の拡大を目指します。	

市民の役割

- ◆ ワーク・ライフ・バランスを意識して生活し、男女が協力し、家事や子育て、介護を行います。
- ◆ 男女の性差を理解して、お互いの健康を尊重します。
- ◆ 体と心の健康づくりのために、スポーツや趣味を楽しみます。
- ◆ 障がい者や高齢者など支援が必要な人には思いやりの心をもって接したり、支援します。
- ◆ 男女ともに地域の防災訓練に参加します。

事業者の役割

- ◆ 現在の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスやポジティブ・アクション、女性の活躍推進の取組についてできるところから取り組みます。
- ◆ 次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定して、よりよい職場を目指します。
- ◆ 男女がともに働きやすい職場を目指して、職場の体制を見直したり、雰囲気づくりに努めます。
- ◆ 各種健診の受診や従業員や社員の心身の健康増進を図ります。

地域の役割

- ◆ 地域活動の中での固定的な性別役割分担がないか見直します。
- ◆ だれでも参加しやすい地域活動を行います。
- ◆ 男女が地域で安心して生活するために、支えあいます。

トピック⑤

男女がともに働きやすい環境を目指そう！

岐阜県では、仕事と家庭をともに大切にする職場環境づくりに先進的に取り組む企業・団体を「岐阜県子育て支援エクセレント企業」として認定しています。市内には岐阜県子育てエクセレント企業に認定された企業が2社あります。どんな取り組みをしている企業なのでしょうか？

仕事と家庭を両立する職場環境づくりは高質な労働力を確保することができると言われています。さらに、労働意欲や生産性の向上、企業イメージの向上、人材の定着が見込めると期待されています。

株式会社 東洋（平成 23 年認定）

- ・ 小学校就学前の子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度を導入
- ・ 年次有給休暇を半日単位で利用できる制度を導入
- ・ 多能工の推進
- ・ 男性従業員が10日間の育児休業を取得した実績がある
- ・ 女性従業員の育児休業取得率が90%以上
- ・ 育児や介護に要した費用の貸付制度を導入

飛騨ダイカスト（平成 25 年認定）

- ・ 製品の加工、検査、管理など適材部署に職員を配置
- ・ 子育てや地域活動のための有給休暇取得奨励
- ・ 産休・育休明けの正社員登用



トピック⑥

「家族経営協定」ってなに？

家族経営が中心の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組むためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

これを実現するために役立つのが、農業経営を担っている世帯員間のルールを文書として取り決めた『家族経営協定』です。全国で家族経営協定を締結している農家の割合は年々増え、平成27年には55,435件となっています。

協定は家族農業経営の発展状況に応じて世帯員相互間の話し合いに基づいて、取り決められるもので、その内容は画一的なものではありませんが、盛り込まれることが適当と考えられている事項には、「農業経営の方針決定」、「収益分配」、「就業条件」、「経営移譲（継承を含む）」などが挙げられ、家族の実情に合わせて盛り込むことが望まれます。



注1. 各年とも3月31日現在。

注2. 東日本大震災の影響により、平成23年の宮城県及び福島県の一部自治体の締結農家数については、平成22年3月31日現在のデータを引用。

<典拠> 農林水産省 経営局 平成27年調査結果

基本目標Ⅲ 人権が尊重されるまちづくりの推進 (飛騨市DV対策基本計画)

現状と課題

DV等は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVは外部からの発見が困難なケースが多く、潜在化しやすい傾向にあります。このため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。近年では、交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）の被害も社会的に認知されるようになりました。また、DVの他にもストーカー行為や性犯罪、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、SNSやインターネットを経由した暴力など人権を侵害する暴力は多様化しています。

現在、市での相談窓口を福祉課及び市民児童課に設置し、ケースに応じて面談や家庭訪問、電話相談、メール相談等で迅速かつ適切な対応で解決に努めています。

DV等被害者は「自分が悪い、自分が我慢すればよい」という考えを持つ方が多く見られます。当事者はその行為がDVであるという認識が薄いため、若年層からの予防教育や情報提供などによりあらゆる暴力を許さない意識の醸成に取り組む必要があります。あわせて被害者が相談しやすい体制の充実や関係機関の連携強化が必要です。

施策の方向性

- 女性等に対するあらゆる暴力は、多くの人々に関わる社会問題であるとともに、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、上下関係など、長年にわたる男女における社会的・構造的課題として把握し、対処していく必要があります。
- 人権尊重の基本理念に基づき、あらゆる暴力の根絶のために暴力を容認しない社会風土の醸成、教育・啓発強化に努めていきます。
- 被害者が相談しやすい体制づくりのために、関係行政機関及び医療機関や民間支援団体等の更なる官民連携を強化し、被害者に対する適切な支援の拡充を図っていきます。

重点項目

①地域ぐるみで進めるあらゆる暴力の根絶

②安心して相談できる体制づくり

③男女が健康で自立した生活を営むための支援

① 地域ぐるみで進めるあらゆる暴力の根絶

近年、児童虐待の防止等に関する法律や、DV防止法が整備され、配偶者や子どもに対する暴力が人権を大きく侵害するだけでなく、法的な犯罪として認知されるようになりました。

DVやセクシャルハラスメントの多くは女性に対する暴力です。この他に、最近では職場でのマタニティハラスメントや若い世代での広がり懸念されるデートDVも問題となっています。当市はDVなどの発生件数は多くはない地域ですが、若年層の多くは高校・大学進学を機に他地域に生活拠点が変わっているため、どんな環境でも予防できるような正しい知識を身に付けておく必要があります。

このようなあらゆる暴力の予防啓発を行うとともに、若年層への予防教育や情報提供を積極的に行います。さらに二次的被害を防止するために、被害者と接することになる関係者の質の向上に努めていくとともにあらゆる暴力を許さない地域づくりを推進していきます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A 女性に対する暴力の根絶	(1)女性への暴力防止のための啓発推進	内閣府で毎年11月に実施されている「女性に対する暴力をなくす運動」期間に相談機関のチラシの配布などの啓発を行っていきます。 性犯罪や売買春、人身売買、ストーカー行為等人権を著しく侵害する暴力をなくすための啓発や情報提供に努めていきます。	福祉課
	(2)関係機関との連携強化	福祉課を窓口とし、社会福祉協議会や県など関係機関と連携した啓発活動を実施します。	
	(3)若年層からの予防教育の推進	市内の中学校、高校においてDV等の暴力についての認知度調査を行い、現状把握するとともに、若年層におけるあらゆる暴力を予防する正しい知識の習得を図ります。若年層の利用者の多い施設においてポスター啓発やパンフレット配布を行います。	福祉課 中学校・高校
B セクシャルハラスメント等防止対策の推進	(1)セクシャルハラスメント防止のための啓発	男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について、企業訪問等を通して、周知・普及に努めます。	商工課 企画課
	(2)パワーハラスメント防止のための啓発	情報提供や学習機会の提供を行い、パワーハラスメントなどの問題について啓発を行います。	企画課 商工課

C 子どもへの虐待防止	(1)児童虐待の早期発見と適切な支援	市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見し、子ども相談支援センターに繋ぎ、適切な支援が迅速に行われるよう、連携体制を充実させます。	福祉課 教育委員会 市民児童課
D 高齢者への虐待防止	(1)高齢者への虐待における情報提供・相談体制の強化	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見と適切な措置に努め、体制強化を図ります。また、虐待防止に向けた啓発活動や介護者支援を行います。	地域包括支援センター 健康 生きがい課
E 障がい者等への虐待防止	(1)障がい者等への虐待防止	関係機関の連携体制を構築するとともに、虐待対応の窓口となる福祉課を中心に、円滑な支援を行う。	福祉課
F あらゆる暴力の根絶に向けたきめ細やかな予防啓発と強化体制の構築	(1)情報を取得しやすい環境づくりと啓発	市のホームページに相談窓口や各種制度における情報を集約したページを設置するよう検討を進めていきます。	福祉課
	(2)相談支援機能の充実と質の向上	相談支援技術の研修機会に参加し、職員の質の向上を図ります。また、相談支援体制の充実と関係機関との連携を強化します。	福祉課 各課

② 安心して相談できる体制づくり

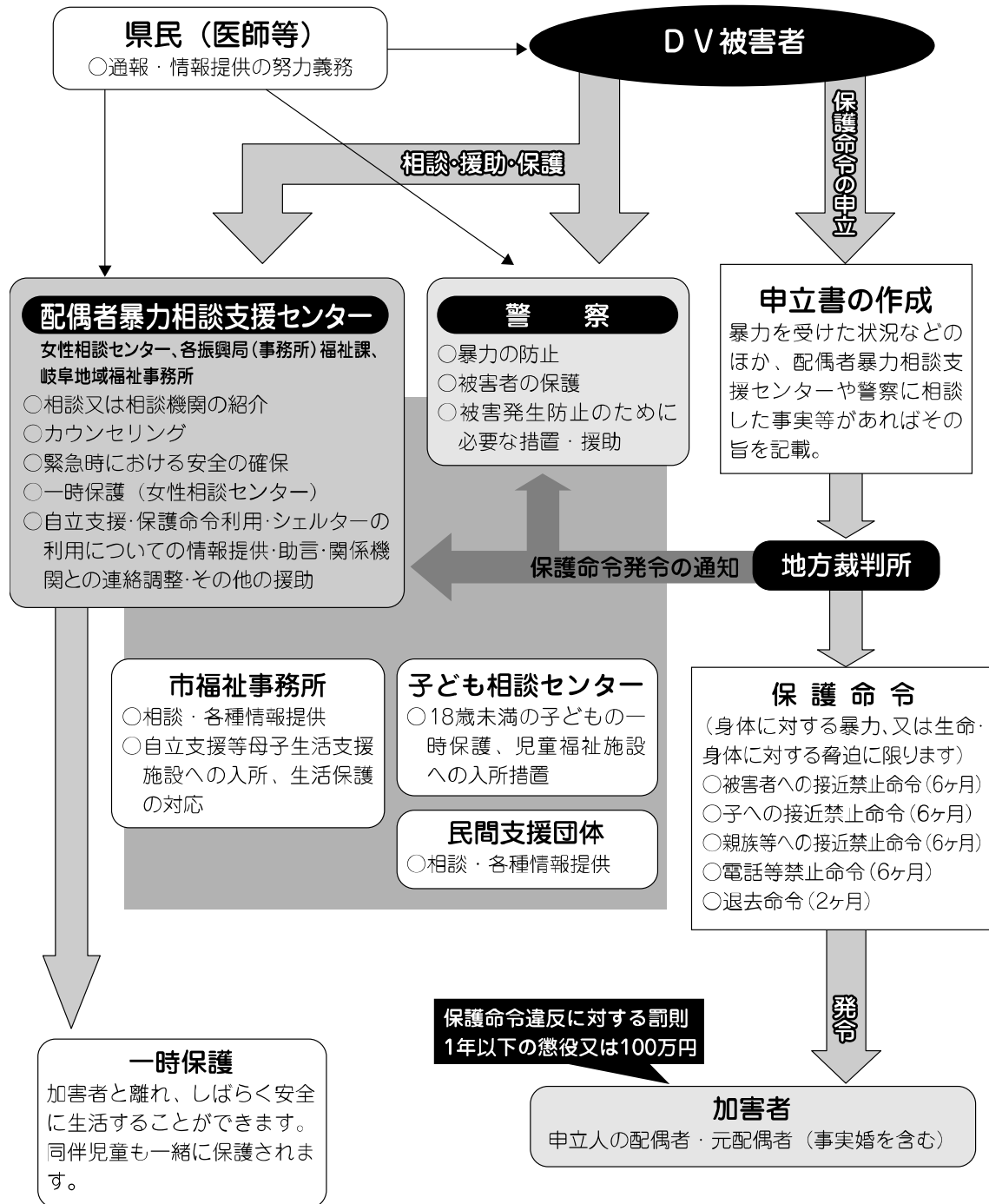
DV防止法に基づき、岐阜県においては岐阜県配偶者暴力相談支援センター（岐阜県女性相談センター）が開設され、DVに関する相談や情報提供などの支援が行われていますが、市民の中には配偶者暴力相談支援センターをはじめとする公的機関の相談窓口を知らない人もみられ、周知が十分に図れていないことが伺えます。

いざというときに早期に相談できるように、身近な相談窓口の周知・充実に努めることが必要です。また、一層複雑・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者に置かれている状況や背景を理解し、適切な対応ができるよう、安心して相談できる体制の構築が求められます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A ノンストップで相談できる体制づくり	(1)相談体制の充実	警察や医療機関、区長、民生児童委員、人権擁護委員等との連携と強化を図ります。被害が生じた際には、警察や岐阜県配偶者暴力相談支援センター（岐阜県女性相談センター）、関係機関などと連携し、被害者の迅速且つ円滑な保護を図ります。	福祉課
	(2)相談対応における職員等の質の向上	被害者・相談者への適切な助言・対応が出来るよう、相談員及び職員の質の向上の促進に努めていきます。そのために、現場ニーズに即した研修に参加すると共に、庁舎内での連携を強化します。	福祉課 各課
B カウンセリング体制の強化	(1)きめ細やかなカウンセリングの実施	DV等被害者や相談者の個々のケースに配慮した適切な対応や助言を行い、二次的被害が生じないよう、研修への参加やケース会議を実施し、関係機関の連携強化及び職員や相談員の資質の向上を図ります。	福祉課
	(2)被害者の安全確保	緊急の場合でも被害者やその同伴家族の身の安全を確保される体制に努めます。DV及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置（支援措置）に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住	市民児童課 福祉課 各課

		民票の写し等戸籍の附票の写しの交付を拒むことが出来るよう被害者からの申出を受付しています。	
C 地域内の連携と協働の推進	(1) 地域での見守り・連携強化	D V等の暴力に対する相談窓口のP Rや早期発見に努めます。今後も地域での見守りを強化し、地域ぐるみであらゆる暴力を許さない機運を高めていきます。また、国、県、近隣自治体、関係機関や民間団体との連携を進めます。	福祉課 社会福祉協議会 岐阜県

DV等被害者への支援



<典拠> 岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）

③ 男女が健康で自立した生活を営むための支援

被害者が安心して自立した生活を営めるよう、被害者やその配偶者、家族の状況などを考慮し、岐阜県配偶者暴力相談支援センター（岐阜県女性相談センター）、子ども相談センター、警察、関係課などと連携して心のケアをはじめ、生活・就労支援を行っていきます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課
A 被害者支援に係る関係機関との連携強化	(1)関係機関との連携強化	関係課及び関係団体、連携会議等でDV等被害者に対する支援について協議、調整し、適切な役割分担と連携を図ります。	福祉課 関係課
B 被害者に対する支援の拡充	(2)自立に向けた支援	被害者に対し、早期に対応できるよう、就業支援、住宅の斡旋、保育園入園・学校入学等の支援などの体制を構築していきます。	福祉課 商工課 都市整備課 市民児童課 学校教育課

市民の役割

- ◆ DVやセクハラなど暴力を許さない意識を持ちます。
- ◆ 男女ともにあらゆる暴力について正しい理解を深めます。
- ◆ DVに関する窓口がどこにあるか確認します。
- ◆ 被害を受けたり、周囲での被害を見たり、聞いたりした場合は相談機関に相談します。

事業者の役割

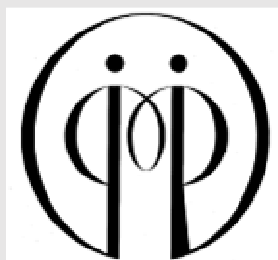
- ◆ セクハラやパワハラなどの暴力を許さない職場環境をつくれます。

地域の役割

- ◆ あらゆる暴力を許さない地域をつくれます。

トピック⑦

知っていますか？ 男女共同参画に関するシンボルマーク



平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、男女共同参画局においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進のため、各種広報啓発活動を展開してきました。

内閣府男女共同参画局では、平成 21 年に男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。



夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

○●○第 5 章●○●

指標

男女共同参画社会の形成を着実に推進するために、指標を設定しました。なお、この指標は毎年度見直しを行い、その都度適切な内容に変更します。

施策No.	指標名	説明	現状	目標値 (平成 32 年)
I -①-B	一時託児付き講座・講演会の拡充	一時託児付き講座・講演会数 (年間)	35	45
I -②-A	男女共同参画講演会等の参加者数	男女共同参画講演会等の参加者数	-	年間 200 人
I -②-D	市女性職員の育児休業等の取得率	市役所女性職員の育児休業等の取得率	100%	100%
	市男性職員の育児休暇取得者数	市役所男性職員における育児休暇取得者数	0 人	1 人以上
	子どもの出生時における父親の特別休暇取得率	市役所職員男性職員において、子どもの出生時における特別休暇取得率	0%	90%以上
	地方自治法第 202 条 3 に基づく議会、委員会等の委員における女性参画率	市町村防災会議、国民健康保険運営協議会、介護認定審査会、公民館運営審議会、社会教育委員会、市町村都市計画審議会、地域審議会、住宅建設等促進助成交付審査会、市営住宅入居者選考委員会、特定住宅入居者選考委員会、都市景観審議会、ふるさと景観保全審議会 等の女性参画率	平成 26 年値 16.6%	25%
	地方自治法第 180 条 5 に基づく委員会等の委員における女性の参画比率	教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会における女性の参画比率	平成 26 年値 18.6%	25%

II-①-A	出会いサポートセンター登録者及びリチェネット登録者数	出会いサポートセンター登録者及びリチェネットの登録者数	平成 25 年値 サポートセンター 64 人 リチェネット 33 人	サポートセンター 80 人 リチェネット 50 人
II-①-B	保育所待機児童数	3 歳未満児の保育所待機児童者数	平成 26 年値 0 人	0 人
	休日保育実施園数	休日に保育を実施する保育園の数	祝日保育 1 園	休日保育 2 園
	病児・病後児保育実施施設数	病時・病後児保育を実施する施設数	-	2 園
	子育て支援センターの機能拡充	諏訪田子育て支援センターの開設日の拡充	出張支援 2 回/月開設	出張支援 1 回/週開設
		河合・宮川子育て支援センターの出張支援先の拡充	出張支援先 1 か所	出張支援先 2 か所
	放課後児童クラブの開室時間の拡充	市内 4 児童クラブにおいて、長期休業時の開室時間を 30 分拡充	長期休業時 開室時間 午前 8 : 00	長期休業時 開室時間 午前 7 : 30
	母子・父子自立支援員数	ひとり親家庭の相談・支援・情報提供等の適切な対応ができる相談員の増員	2 人	3 人
II-1-C	介護予防・日常生活支援サービス事業者の拡充	介護予防・日常生活支援サービス事業者の純増数	-	5 事業者増
	住宅系介護サービス事業者数の拡充	小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護等の提供事業者純増数	-	4 事業者増
II-②-C	女性社会進出促進宣言事業者数	飛騨市女性社会進出促進補助制度に基づく女性社会進出促進宣言書提出事業者数	平成 27 年 見込み値 9 事業者	15 事業者 (3 事業者×5 年)

	飛騨市女性社会進出促進補助制度活用	飛騨市女性社会進出促進補助制度を活用した事業者数	平成 27 年 見込み値 4 事業者	15 事業者 (3 事業者×5 年)
	「企業ステーション Hida」アクセス数の増加	「企業ステーション Hida」年間アクセス数 (ページビュー: ウェブサイト内の特定のページが開かれた回数)	26,000 ページビュー	27,500 ページビュー
	ワーキングウーマンミーティングの参加者数	ワーキングウーマンミーティングの参加者数	-	年間 30 人
Ⅱ-③-A	飛騨市国民健康保険特定健診の受診率	飛騨市国民健康保険特定健診の受診率	平成 26 年値 61.0%	維持 60%超
Ⅱ-③-C	公民館講座の開催数・参加者数	年間の市主催各種講座の開催数と参加者数	平成 25 年値 4 回 97 人	5 回 150 人
		年間の自主講座の開催数と参加者数	平成 25 年値 51 回 2,472 人	50 回 2,500 人
	名人登録制度の登録者数	名人登録制度における登録者数	平成 26 年値 25 人	30 人
	高齢者学級の開催数・参加者数	年間の高齢者学級の開催数と参加者数	H25 年値 52 回 1,664 人	50 回 1,500 人
Ⅲ-②-A	DV等における窓口の認知度	DV 等における窓口の認知度	-	30%

○●○第6章●○●

基本計画の推進

1. 推進体制

当市における男女共同参画社会の形成及び女性の活躍推進を目指し、市民、市内事業者、行政、その他の団体が緊密に連携し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 市内推進体制

市内では、今後の男女共同参画推進及び女性の活躍推進を目指し、各課で男女共同参画担当者を決定し、連携の強化を図ります。企画商工観光部企画課内に事務局を設置し、その推進を図ります。

これまで以上に男女共同参画推進に力を入れて取り組むため、アクションプラン策定において市内の横断的な組織ワーキンググループを組織します。ワーキンググループでは、各課の取り組みや事業の進捗状況の確認、協議の実施、新たな企画立案を行っていきます。

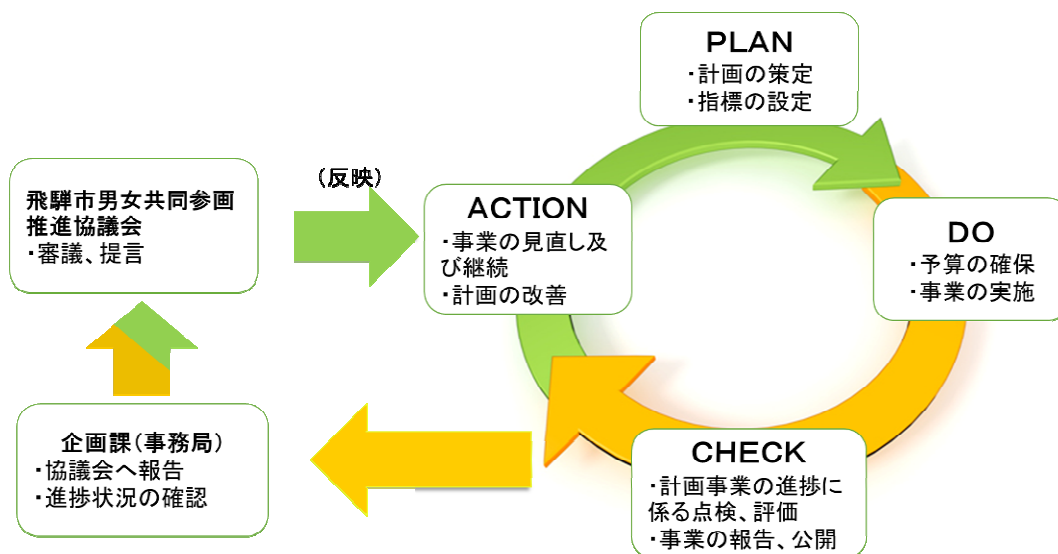
(2) 飛騨市男女共同参画推進協議会

有識者を含め、推薦等により選ばれた10名以内の委員で構成されます。また、委員については市長が委嘱します。協議会の役割としては、男女共同参画基本計画の策定及び推進のために計画に定められた施策がより確実に実施されるよう点検を行い、必要な場合には計画の変更等の提言を行います。

計画策定や事業の進行など客観的に点検・整理を行うことで、この計画に基づく取り組みに対する進行管理や評価を適正に行います。

2. 計画の進行管理及び点検・評価

毎年度、当計画のアクションプランに定めた指標の達成状況や施策の実施、進捗状況などの点検・評価をし、これを飛騨市男女共同参画推進協議会に報告します。計画期間の最終年となる平成32年に事業実績、実施状況や効果など計画全体の評価を行い、次期計画に反映していきます。



●○●附属資料○●○

1. 第2次飛騨市男女共同参画基本計画策定までの過程

日付	開催内容等
平成 27 年 5 月 29 日	第 1 回庁内担当者会議 ・ 策定方法等の説明
7 月 31 日	飛騨市男女共同参画推進協議会 委嘱状交付式 第 1 回飛騨市男女共同参画推進協議会開催 ・ 第 2 次飛騨市男女共同参画基本計画の考え方提示
8 月	庁内ワーキンググループにおいてアクションプランの策定
9 月 7 日	第 2 回飛騨市男女共同参画推進協議会開催 ・ 第 2 次男女共同参画基本計画（原案）の内容確認
10 月 16 日	第 2 回庁内担当者会議 ・ アクションプラン内容確認
10 月 19 日	第 3 回飛騨市男女共同参画推進協議会開催 ・ アクションプラン内容確認及び意見交換会
11 月	各課中間案とりまとめ
11 月 26 日	第 4 回飛騨市男女共同参画推進協議会開催 ・ 最終案の内容確認

2. 飛騨市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成 16 年 2 月 1 日

訓令第 17 号

(設置)

第 1 条 飛騨市における男女共同参画社会の実現に関する施策の推進に資するため、飛騨市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(小委員会)

第 7 条 協議会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、企画商工観光部企画課において行う。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

3. 飛騨市男女共同参画推進協議会 名簿

(敬称略・順序不同)

		所属	氏名	備考
1	会長	有識者	林 陽子	中部学院大学 教育学部子ども教育学科 特任教授
2	副会長	教育委員	田口 理子	
3	委員	民生委員	野口 小夜子	
4	同上	女性消防団	田口 郁子	古川方面隊 本部 分団長
5	同上	民間企業代表	渡邊 正憲	(株)飛騨ダイカスト 代表取締役社長
6	同上	民間企業代表	上葛 健介	社会福祉法人 神東会 事務局長
7	同上	民間企業代表	中田 好美	田辺製薬吉城工場(株)
8	同上	社会福祉協議会	瀬木 紘丈	社会福祉協議会 神岡支所
9	同上	一般	松永 さやか	
10	同上	一般	垣内 順子	

4. 飛騨市女性活躍推進基本条例

平成 27 年 3 月 19 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女がそれぞれ豊かな人生を送るため、特に女性が社会に進出してその能力を最大限に発揮し活躍することができるよう基本理念を定め、これを総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 女性が活躍できる社会環境の整備を行うため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 男女が、家族や地域社会の絆を大切にし、人生の各段階における生活の変化に応じて、それぞれが有する能力を最大限に発揮することで、充実した職業生活、その他の社会生活を営むとともに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、協働することができる社会を実現すること。
- (2) 妊娠、出産、育児、介護等を理由として退職を余儀なくされることがない雇用環境の推進及びそれらを理由として退職した者の円滑な再就職の促進等を行うことにより、女性の就業率の向上を図り、更には社会のあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合の増加を図ることで、女性がその有する能力を最大限に発揮できるようにすること。
- (3) 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の基本理念に配慮すること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備及びその他の労働者が職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境の整備を行うことにより女性が活躍できる社会環境の整備に資するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策に協力するものとする。

(意見聴取)

第 6 条 市は、女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策の策定にあたっては、学識経験者、労働者、事業者その他の関係者の意見を聴くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

5. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日
法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
 - 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（略）



第2次飛驒市男女共同参画基本計画

平成28年1月

飛驒市 企画商工観光部 企画課

Tel 0577-73-6558